

A Way of Life

—Seko Koichi—

28号

令和2年(2020年)12月

世耕弘一先生建学史料室広報

Twitter「不倒館(近大)」

「不倒館-創設者 世耕弘一記念室」のTwitterは、近畿大学の創設者である世耕弘一先生の残した言葉や所蔵品紹介、各種お知らせを配信しています。皆さんのフォローをお待ちしています。

名前 不倒館(近大)
アカウント @futoukan



Twitter「不倒館(近大)」
「創設者世耕弘一」
初代総長のことば
配信中

Vol.32

不倒館-創設者 世耕弘一記念室では、Twitterにて、「創設者世耕弘一初代総長のことば」や所蔵品紹介、ご来訪紹介や開館日など各種お知らせを配信しています。
「創設者世耕弘一初代総長のことば」から、高い反響(Twitterでは「いいね」と表現)のあった投稿を次にご紹介します。

世耕弘一先生直筆の書「真実一徹」が、令和二年二月二十一日に不倒館を訪れた本学校友の森下亨氏によって寄贈されました。
森下亨氏は、昭和五十一年に近畿大学大学院商学研究科商学専攻の修士課程を修了。本来の持ち主は、亨氏の実父で、昭和五十六年三月三十一日、本学本部警備長を退職された森下栄一氏(昭和六十一年一月十四日逝去)です。森下亨氏から「栄一の長男功が亡くなり、近畿大学に

寄贈紹介

世耕弘一先生直筆の書

「真実一徹」

森下 亨氏

積むことをお勧めしたい。決して失敗におじてはいけな
い。
(昭和38年近畿大学学報第31号「近畿大学工学部卒業式の総長告辞」から)

Vol.20

決して正しいことに勇気がくじけてはいけません。
(昭和37年近畿大学学報第19号「近畿大学卒業式の総長告辞」から)

また、「所蔵品紹介」では苦学の象徴である人力車や扁額「龍吟雲外松」などを紹介しています。

弘一先生のお孫さん(世耕弘成理事長、世耕石弘経営戦略本部長)がご在籍で、また記念室があると知り、こちらで永年保存していただければ」とお申し出いただきました。
なお、この書は平成十八年に附属高等学校と大学本部で開催した遺墨展の際に、栄一氏のご長男である森下功氏から一度お借りし、展示させていただいております。



「真実一徹」の扁額とともに
世耕石弘経営戦略本部長と森下亨氏



不倒館を訪れた森下亨氏

アーカイヴズ研究活動報告

第二期勉強会開催報告

第十二回(通算第二十一回)

勉強会報告

(令和元年九月十三日)

最初に荒木康彦特別研究員より校史関係の学外史資料の紹介と説明があった。今回の勉強会では、日本大学専門学校に関する史資料が取り上げられた。また、立憲政友会正統派の機関誌『立憲政友』なる貴重な文献を古書店で入手したことが報告された。同書の内容については、次回以降の勉強会で紹介することとした。

次いで一〇〇周年記念誌編纂小委員会アーカイブ構築作業部会の活動について富岡勝研究員より報告があった。小委員会の作業では大きな進展はなかったが、月一回のペースで開かれるワーキング・グループでは、総務部の史資料整理が行われ、大いに成果をあげたことが報告された。引き続き調査を行い、国立公文書館の史資料と照合しながら、目録・データベースの作成に繋げていくことが告げられた。

そして、富岡研究員から二〇一九年一〇月以降の活動計画について説明があった。具体的には、校史資料調査を継続すること、東大阪キャンパスだけでなく、他のキャンパスに

おける史資料残存状況の調査を行うこと、を主たる作業に掲げた。また、整理後の史資料を順次データベース化し、写真撮影、キャプションの貼付け、各部署・各学部での基礎年表の作成を行うことも今後の課題としてあげられた。将来的にはこれらの成果をウェブ上で公開することを検討していくことにした。

その他、第二期の報告書の作成の流れについても富岡研究員から説明があり、二〇一九年一二月末を原稿提出期限として、編集・製本に移り、三月完成を目標にするという方針が示された。

(短期大学部教授・

建学史料室研究員 井田 泰人)

第十三回(通算第二十二回)勉強会
(令和元年十二月七日)

三木一司研究員の司会により進められ、前回勉強会記録の確認後、本日の話題に入った。

まず、荒木康彦特別研究員より校史関係の学外史資料調査の報告が行われた。「^{日本}大阪専門学校長 法学博士小野村胤敏殿」宛の「誓約書」及び「大阪専門学校學則中変更認可 昭和十五年二月十四日」についての詳細な検討を通して、本学の前身校である日本大学大阪専門学校に「理学科」が新設されるに至る経過が実証的に示された報告であった。

次に田窪直規研究員と富岡勝研究員によって、一〇〇周年記念誌編纂

小委員会内の「アーカイブ構築作業部会」について報告が行われた。

その後、本プロジェクトの第二期報告書構成案の一部修正、第三期活動計画案の一部修正について富岡研究員から説明があり、承認がなされた。

その他報告として、二〇一九年十一月五日の信州大学史資料センター訪問調査の件、全国大学史資料協議会西日本部会より年次総会と研究会の会場の相談を受けている件、「教職教育部三〇年史略年表作成の

学外史資料調査

第十二回(通算第二十一回)勉強会
(令和元年九月十三日)

校史関係の学外史資料調査①

- (1) 「身分証明書」(日本大学専門学校)
- (2) 「通学証明書」(日本大学専門学校)
- (3) 「卒業証明書」・「証明書」・「学科課程表」(日本大学専門学校)

関西大学年史編纂室所蔵『小野村胤敏氏関係史料 日本大学(大阪)専門学校 1』ファイイル(以後、『小野村胤敏氏関係史料 1』と略称する)及び『小野村胤敏氏関係史料 2』ファイイル(これも『小野村胤敏氏関係史料 2』と略称する)は、いずれも、『小野村胤敏氏「校長として」ファイイル写し、遺族・資文氏より借用複

試み」(『近畿大学教育論叢』第三十一巻第一号)完成の件について富岡研究員から簡単な紹介があった。

最後に、次回研究会について今後日程調整していくことが確認された。

(追記) 新型コロナウイルスの関係

で次回研究会は、二〇二一年以降に開催が延期されることになった。

(教職教育部教授

建学史料室研究員 富岡 勝)

写)であるとの「来歴」(Herkunft)が明記されている史料群である。

右記の(1)・(2)・(3)の史料のコピーを『小野村胤敏氏関係史料 1』の中で発見した。

(1)の「身分証明書」は、縦約一〇・五センチ横約六・五センチのサイズものである。私の従来一次史料に立脚した研究から、校長代理だった小野村胤敏先生の「日本大学専門学校長」就任は昭和十年十一月二十五日である事、「日本大学専門学校」から「日本大学大阪専門学校」への「校名改称」が昭和十四年三月三十一日に「文部省告示第百九十八号」で認可されている(昭和十四年四月四日刊行『官報』第三六七七号掲載)事を解明しており、これに立脚するならば、当該「身分証明書」はこの間に用いられたものである事は謂うまでもない。この史料に於いて注目すべきは、次の二点である。

- (i) 「右本校 タルトコトヲ証

明ス」として、証明対象の身分を記入する空白部がある事である。従って、当該「身分証明書」の対象は「日本大学専門学校」の学生だけではなく、例えば職員も含まれた可能性が排除出来ない。

(ii)当該「身分証明書」の四隅の角に「日本大学」の一字ずつが会釈(あしな)われている事から、東京の日本大学に於ける「身分証明書」との共通性が考えられるが、これまでの調査では未だ当時の日本大学に於ける「身分証明書」が発見出来ていないので、この点は今後の課題とせざるを得ない。

(2)の「通学証明書」も(1)同様に、昭和十年十一月二十五日以降昭和十四年三月三十一日の間に用いられたものであり、公共交通機関を利用して通学する「日本大学専門学校」の学生に交付された「通学証明書」であろうと想われる。現実的には大阪電気軌道(近畿日本鉄道の前身)の利用という事になるが、大正十三年十月三十一日には足代・八尾間の開業がなされ(佐伯勇編輯兼発行『大阪電気軌道株式会社三十年史』大阪電気軌道株式会社 昭和十五年、二一四頁。以後、本書は『大阪電気軌道株式会社三十年史』と略称する)、その間に「長瀬停留所」が設けられ、上本町・長瀬間が片道十三銭の「特定料金」とされている(『大阪電気軌道株式会社三十年史』三五四頁)。同年十月三十日付『毎日新聞』夕刊に掲載されている同社の広告「十月三十一日より大阪社八尾間新線開通」にも

「大阪上六」と「長セ」との間は、「特区」で十三銭となつてゐる。この「特定料金」及び「特区」の設定は、無論、翌十四年の日本大学専門学校設立を想定しての措置と推測される。そして、昭和四年九月十六日上本町・山本間に、「学生定期乗車券を特定した」とされ、「一箇月」の場合の「運賃」は三円二〇銭、「三箇月」の場合の「運賃」は九円六〇銭とされている(『大阪電気軌道株式会社三十年史』三七九頁)。

実際に「通学証明書」を利用して大阪電気軌道の「学生定期乗車券」を購入して通学した前学校の学生の人数は把握したいが、その数的動向が反映していると思ふし得る史料を見出した。それは、近畿大学中央図書館所蔵の『市制施行上申書 大阪府中河内郡布施町・長瀬町・小阪町・楠根町・意岐部村・彌刀村』(3281-5289)に添附された参考書類「七、運輸交通」に収録されている大阪電気軌道株式会社の長瀬駅の昭和十一年「乗降客調」である。その一部を抜粋すると、次のようになる。

	乗客	降客
四月	一一八七三〇	一一八五二四
五月	一一九八九五	一一九七五八
六月	一一九六五〇	一一九四六九
七月	九八九六七	九八八五〇
八月	八八七四三	八八五九五
九月	一二九七六五	一二九五二八
十月	一二二三八六	一二二一五九
十一月	一二七七五八	一二七五三二

乗客数・降客数共に四月・六月・九月・十一月に比して、七月・八月は可成り少なく、特に八月が少ない一因は、日本大学専門学校が夏季休暇期間中である事であろう。乗客数の四月・六月・九月・十一月の平均は約一二三〇三一で、これを八月の乗客数から減じると三四二八八となる。降客数の四月・六月・九月・十一月の平均は約一二二八二八で、これを八月の降客数から減じると三四二三三となる。この両者の数字を夫々一箇月の日数三一で割ると、前者が一〇〇六、後者が一一〇四となり、大体等しい数字となり、従つてこの数字に「通学証明書」を利用して購入した大阪電気軌道「学生定期乗車券」で通学した日本大学専門学校の学生数が反映していると推測出来る。

(3)で刮目すべきは、「卒業証明書」及び「証明書」は、「法律」か「商」かの科名を選択記入する形式であるが、それに附属する「学科課程表」では選択ではなくて「法律科」

「商科」共用の形式である事である。当該「学科課程表」には学年が記載されていないが、配置されている「学科目」名から按ずれば、上段が一年次、中段が二年次、下段が三年次であろう。各年次に於いて、「法律科」「商科」に関係なく、同一カリキュラムという事になる。

前回報告した如く『小野村

胤敏氏関係史料』¹⁾所収の、日本大学専門学校「昭和十一年三月卒業見込者名簿」には「商科 参拾八名」「法律科 拾九名」の「卒業見込者」が挙げられ、各学生の「生年月日」「原籍地」「出身中學校」「特有技能」「兵役関係」が列記されている。この中の「出身中學校」を分析すると、注目すべき事には「商科」では商業學校出身者が六名で十五・八パーセントに過ぎないが、「法律科」では商業學校出身者が八名で四二・一パーセントにも達している。商業學校出身者が「法律科」でも容易に学習出来た一因は、「商科」と同一のカリキュラムであった事に依るのである。

最後に指摘しておくべきは、「法律科」「商科」に関係なく一年次から三年次まで「體操」が週二時間置かれていた事であり、それは軍事教練との関連で考えておく必要がある。

国立公文書館所蔵の『大阪専門學校 第5の1 大阪』なる簿冊収録の史料によると、大正十三年七月三十一日に日本大学専門学校について「専門學校設立許可願」を「設立者」平沼驥一郎は「文部大臣岡田良平」宛に提出しているが、大正十四年三月三十一日に平沼驥一郎は「陸軍大臣宇垣一成」「文部大臣岡田良平」宛に「本年三月十二日付ヲ以テ御認可相成タル」専門學校を「徴兵令第十三條ニ依リ御認定相成度此段申請候也」とする「徴兵令ニ依リ認定ニ関スル申請」を提出している。そして、大正十四年五月十六日付「官

報』第三千八百七十七號に前身の専門
學校に対する徴兵令第十三條に依る
認定が「◎^{文部省}告示第三十五號」と
して、左の如く揭示されている。

右ハ徴兵令第十三條第一項第二號ニ依ル中
學校ノ學科程度ト同等以上ノ學校ト認定ス
但シ認定ノ効力ハ特科生及聴講生ニ及ハス
大正十四年五月十六日

陸軍大臣 宇垣 一成

故に、前身校では設立直後に軍事
教練が導入・実施されたと考えられ
る。ほぼ同時代の他校に於ける軍事
教練の実施について、瞥見すると次
の様になる。昭和八年の明治大学の
「豫科規則」によると、修業年限三
年の「第一種」、修業年限二年の「第
二種」の何れでも必修科目に体操が
あり、前者では週二時間三年、後者

校史関係の学外史資料調査②
昭和十二年三月十日付け小野村胤
敏先生宛の榊原坤作先生書簡

関西大学年史編纂室所蔵『小野
村胤敏氏関係史料 2』の中で、非
常に貴重な史料とも謂うべき、昭和
十二年三月十日付け小野村胤敏先生
宛の榊原坤作先生書簡のコピーを
発見した。当該書簡は縦約二一セン
チ横約八・五センチの封筒及び縦約
二〇・五センチ横約一五センチの便箋
一枚から成るものである。往時のコ
ピー機による複写である為に不鮮明

では週二時間二年とされ、具体的な
内容は軍事教練であったとされて
いる(佐藤隆『明治大学正課体育
の歴史』『明治大学教養論集』通巻
三三三三号、平成十二年三月)。

中央大学の「中央大学の歴史
デジタルアーカイブス」で
公開されている史料である大
正十四年十一月付「教練教授
数等二関スル件ニ付回答」(大
學豫科)によれば「教練毎週
教授總時間数」は一年では四、

二年では二、三年では二となってい
る。従って、その当時の他校の事例
から、日本大學専門學校では「法律
科」「商科」に関係なく一年次から
三年次まで「体操」が二時間置かれ
ているのは一般的な事であり、それ
は実質的には軍事教練であろう。
(近畿大学名誉教授
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

で、筆の運びが分かり難く、劣化が
進んでいて、判読が聊か困難であっ
たが、鋭意努力して解説に成功した。

日本大學職員であった榊原坤作先
生は周知の如く、前身の専門學校
創設の事実上の責任者であり、同校
の第四代校長(昭和八年九月に就任
するも翌九年七月には病臥)を務め
た人士であるから、前身校の歴史を
考察する上で逸する事が出来ない重
要な存在である。榊原先生に関す
る一次史料は従来発見されておら
ず、以前に「日本大学総合学術情
報センター」に問合せでも之無し

との返事であったから、先ず今回
の発見自体意義が大きいと謂わね
ばならない。しかも、後述する様
に、書簡の内容も頗る刮目に値する
面も存するのである。今回はこの
史料を史学理論 (die Theorie der
Geschichtswissenschaft) に確と則り、
厳しく吟味した結果を報告したい。

ここでは、先ず最初に、この書簡
の解説文を掲げ、その後これを「史
料批判」(Quellenkritik)の俎上に
載せて、考察する事にする。
封筒の表であるが、消印は前記の
如き複写物である事から不鮮明で、
ごく一部しか分らないが、宛先は次
の様になっている。

大阪市東区博労町二丁目六八

小野村胤敏様

親展

封筒の裏であるが、印刷された「日本大學」用封筒に修正・書き込み(行
書体で表記)が為され、発信者名が記されている。

西神田

東京市神田王崎町

日本大学 本部

榊原坤作

電話 九 段(33) 〇、〇三〇番 〇、〇三一番
〇、六四〇番 二、二〇一番 ※

三、七〇七番(図書館)
三、〇〇六番(豫科講師室)
三、七〇八番(理科教務室)
(兼豫科宿直)

電話 神田(25) 一、三八五番(出版部)

「日本大學」用便箋に識された通信文を解説したものは、次の通りである。

拝啓益々御清祥之段奉賀候

陳者昨日正午より山岡総長先生始め小生等

数名の理事銓衡委員會開催新しき

方々は貴台及熊澤財務部長理事銓衡

相成候間何れ日本大學より正式御連絡可有之

と存じ候而不取敢御祝辞申上度く御内報

申上候 敬具

昭和十二年三月十日 榊原坤作

小野村胤敏様

御机下

近代歴史学の理論の精髓とも謂うべき「史料批判」(Quellenkritik)に依つて甫て、史料から「史実」が紡ぎ出され得る事は、今更此処で喋々する必要もない。此処で改めて、当該史料を「史料批判」のフィルターに通すと、大略次の様になるであろう。「史料批判」の理論に従えば、発見された史料を、先ず「外的批判」(die äußere Kritik)の、次に「内的批判」(die innere Kritik)の対象にしなければならぬ。

「外的批判」では、先ず以つて「来歴批判」(Herkunftskritik)という事になるが、当該史料は、小野村胤敏先生の御子孫から関西大学年史編纂室の関係者が採取した史料の中の一点である事から、来歴上はほぼ問題はない。更に、「真純性」(Echtheit)の批判を行わねばならないが、当該史料が原史料ではなくて、上記の如き複写物であるから、十二分には行

えない面がある。然しながら、封筒

も便箋も「日本大學」用のものが使

われている事、封筒表の消印の一部

として判読し得る「11」と通信文末

尾の発翰日付け「十日」に齟齬がな

い、詰まり、昭和十二年三月十日に

書簡は識され、翌十一日に投函さ

れたと判断される事から、「真純性」

が担保されていると見做し得る。と

は謂え、当該史料が榊原先生の直筆

である(換言すれば、代筆ではな

い)との最終的確定は、榊原先生直

筆と謂える他の史料の発見を俟たね

ばならない。又、此処で付言すべき

は、次の様な点である。日本大學の

中枢たる「本部」の所在地が、従

来の「三崎町」という印刷部分が修

正されて「西神田」と識されており、

「本部」の「三崎町」から「西神田」

への移転は、この時期が山岡萬之助

先生による日本大學の拡大路線が軌

道に乗っている事(細島喜美「人間

山岡萬之助傳「わが道を行く」(講談社 昭和三十九年)一五五―一五六頁によれば、「氏が管理者になつた当時の在學生は、僅か二千名あまりだったが、昭和十五年には驚異的な三万六千名に膨張した事実」を反映していると判断される。

次に、通信文の「内的批判」に進まなければならない。日記と共に一次史料の典型的な存在である書簡は、時候の挨拶を除き、発翰者の明確な伝達意図のもとに識されている事に想いを輪さねばならない。この書簡の場合は、それは次の様な事である。

(i)昭和十二年三月九日正午より山岡

総長・榊原先生等の数名から構成さ

れる理事銓衡委員會が開催された事

(ii)その結果、新理事として、小野村

先生と熊澤財務部長が銓衡された事

(iii)近日中に、日本大學から正式に連

絡があると思う事

(iv)祝辞を述べ度くて内報した事

しかも、『小野村胤敏氏関係史料

2』の中に、この書簡の内容を補充

する史料を見出す事が出来た。それ

かねて任期満了となつてゐた川口、荒川、山野井、各理事の改選に就ては維持委員会に於て五名の銓衡委員をあげて鋭意銓衡中であつたが川口義久、荒川五郎、熊沢倉吉、小野村胤敏四氏と決定、三月十二日付けをそれぞれ選任の手續を完了、発表された

そして、その「トップ記事」の中では「熊澤氏は本學財務部長として實質的には既に理事の任に當つてゐたものであり」とされた後に、「山

は、「船場 12. 3. 10」のスタン
プが押された「バ クロウチヨ
ニ
チヨウメ六八」オノムラタネトシ
殿「宛の「ゴ エイセンラシユクス」
マツバ ラカン」という内容の電報
(コピー)である。「マツバ ラカン」、
即ち日本大學教授松原寛からの小野
村胤敏先生の理事選出を祝した電
報(コピー)であり、昭和十二年三
月十日「船場」局受信のものである。
榊原書簡の(iv)の趣旨と同様の趣旨の
電文であり、(i)・(ii)の内容と矛盾し
ない。(iii)を補強する史料、即ち「日
本大學ヨリ正式御連絡」という点
に関する史料は、『小野村胤敏氏関
係史料 1』及び『小野村胤敏氏関
係史料 2』には見出せない。

だが、『小野村胤敏氏関係史料
2』には、昭和十二年三月二十日付
『日本大學新聞』第二面掲載の「任
期満了による改選 新理事に四氏就
任 新顔は熊澤、小野村両氏」の見
出しの記事のスクラップ(コピー)
が収録されていて、この記事の「前
文」に次の様に報じられている。

岡総裁とは同期の出身である野村氏
は日大専門學校長として大阪駐在の
榊原理事が東京に引き上げた今日で
は當然の選任であろうと見られてゐ

る」と、支離滅裂の文が続いている。榊原先生と山岡先生は共に日本法律学校の明治三二年卒業である事(国立国会図書館所蔵『大正八年九月現在 日本大学校友会名簿』(日本大学校友会発行 大正八年)、「前文」に「小野村胤敏」先生の名前がある事から、「小野村氏は日大専門学校長として山岡総裁とは同期の出身である大阪駐在の榊原理事が東京に引き上げた今日では當然の選任であろうと見られてゐる」という様な文になるべきだったのであろう。

同じく、昭和十二年三月二十日付『日本大学新聞』第二面掲載の「新しい職制 参興・参事創立さる」という見出しの記事には、電報の発信者である「マツバ ラカン」、即ち「松原寛」の写真が掲げられ、「松原博士は藝術學科長」とされている。

従つて、昭和十二年三月十日付け小野村胤敏先生宛の榊原坤作先生書簡で陳述されている(i)・(ii)・(iii)の点は「内的批判」の結果、事実であることが確認できた訳である(但し、理事銓衡委員会が開催された正確な日時はこの史料から確認はできないが、此処で検討した諸史料の陳述から「昭和十二年三月九日正午」であった事は可信性(Glaubwürdigkeit)が高い)。史料批判を為した後は、「総括」(Zusammenfassung)を行わねばならないのであるが、この書簡で取り上げられている小野村胤敏先生の日本大学理事銓衡に関しては、次の様に総括出来よう。「川口、荒川、山

野井」各理事が任期満了となつた為、理事を銓衡する委員が「維持会員」から選出され、山岡萬之助総長・榊原坤作先生等の数名から構成される理事「銓衡委員会」が昭和十二年三月九日正午より開催され、理事として「川口義久、荒川五郎、熊沢倉吉、小野村胤敏四氏」(熊澤、小野村両氏)は「新顔」が選出され、三月十二日に「選任の手続」が完了して、正式に「発表」された。

「総括」を為した後は、「評価」(Wertbestimmung)を行わねばならないのである。小野村胤敏先生の

大阪日本大学財團ノ件

大阪日本大学ハ日本大学財團ノ一部トシテ経営シ現今法科政治科商科ヲ有シ經濟ヲ獨立シ大体収支相償フ状況ニ在リ然ル處諸設備ハ未タ完成セサルハ勿論明年度ハ新ニ中學ヲ設立スル豫定ニシテ夫々特志家ノ寄附勧誘中ニ有之其ノ為寄附者ヲ財團ノ関係者ト為スノ必要ヲ認ムレトモ之ヲ直ニ本大學ノ維持員又ハ評議員ト為スハ適當ニ無之依テ財團ヲ獨立セシメテ之カ関係者ト為シ以テ相當ノ力ヲ好シテ盡力セシムルヲ可ナリトス加フニ將來大阪日本大学ノ財政ニ支障ヲ生シ欠損ヲ生スル事ナシト謂フヘカラサル以テ斯ル場合ニ壘ヲ本學ニ及ホス患ヲ避ケ百年ノ計ヲ樹ツルノ要アリ旁財團ヲ別異ニスルヲ適當トス但本學トハ常ニ聯絡ヲ保ツ為メ經理上理事一名ハ日本大学理事ヲ以テシ教務上ニハ総長及學長ヲ大阪専門学校長ノ上ニ冠セシメ以テ兩者ノ關係ヲ保持セントス依テ右案ノ通決定可致候大阪日本大学ヲ獨立ノ財團ト為スタメ文部大臣ニ申請ノ手續ヲ為ス事

経歴については、従来、発見した多くの一次史料からさえも、前身の専門学校に於ける経歴しか判明していなかったから、先生の日本大学での経歴が此処に初めて解明出来た事は非常に重要だといふべきである。そして、それは次の様な注目すべき点に連接していくのである。

前回の勉強会での報告で組上に載せた学習院大学法学部・経済学部図書センター所蔵「山岡萬之助関係文書」(「大阪財團決裁」(六人の理事花押・押印のある)の内容は、次の様なものであった。

この文書の此処で注目すべきは、次の二箇所である。

(a)「寄附者ヲ財團ノ関係者ト為スノ必要ヲ認ムレトモ之ヲ直ニ本大學ノ維持員又ハ評議員ト為スハ適當ニ無之」

(b)「本學トハ常ニ聯絡ヲ保ツ為メ經理上理事一名ハ日本大学理事ヲ以テシ教務上ニハ総長及學長ヲ大阪専門学校長ノ上ニ冠セシメ以テ兩者ノ關係ヲ保持セントス」

榊原坤作校長時代に頓に経営の行き詰った前身校に対し、小野村胤敏先生は昭和九年から同十二年にかけて校舎建設資金として「金貳萬圓」を寄附し、更に昭和十二年には前身校の金融機関からの「借入金」「金五萬圓」の「擔保提供者」になつてゐる事を、私は既に一次史料に立脚して解明している。そのような小野村胤敏先生が昭和十二年に日本大学の理事に銓衡された事は、(a)の点の事実上軌道修正になるのである。し、それだけ貢献が認められたという事になるのか。又、日本大学の經理畑の職員出身の榊原坤作先生が前身校に向向したのは(b)の「本學トハ常ニ聯絡ヲ保ツ為メ經理上理事一名ハ日本大学理事ヲ以テ」するといふ意味合いもあつたと思われる。

従来、私は一次史料に立脚して、小野村胤敏校長時代に「日本大学専門学校」から「日本大学大阪専門学校」への名称変更(昭和十四年)、「日本大学大阪専門学校」から「大阪専門学校」への名称変更(昭和十八年)、

そして設立者の「財團法人日本大学」から「財團法人大阪専門学院」への変更(昭和十五年)が果たされ、前身の専門学院が日本大学から制度上の独立を漸次的に強めていった過程を検証した。そして、今回の一次史料の発見・解読を通じて小野村胤敏校長は日本大学理事に銓衡された(昭和十二年)事実を発見した。この両者を弁証法的に止揚すると、制度上独立せる存在となつて行く前身の専門学院は校長が日本大学の理事に銓衡されるという人事によつて、日本大学との間に「絆」が保持されていったと見做す事が出来よう。前身の大阪専門学院に於ける昭和十八年から十九年にかけての紛争の解決に、当時日本大学理事であつた世耕弘一先生が外向されたのも、この様なコンテキストに厳正に位置付けて、甫て首肯出来るのである。

追記

本稿では近畿大学関係者のみは「先生」としたが、それ以外の人士については敬称を省いているので、この点は諒とされたい。
原典尊重の観点から引用史料の表現・漢字は、原則として、そのままにしている。

『毎日新聞』は毎日新聞社のデータベースを「毎索」で閲覧して利用した。『官報』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。

(近畿大学名誉教授
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

第十三回(通算第二十二回)勉強会(令和元年十二月七日)
校史関係の学外史料調査

「^{大日本}大阪専門学校長 法学博士
小野村胤敏殿」宛の「誓約書」及び「大阪専門学校學則中変更認可 昭和十五年二月十四日」

関西大学年史編纂室所蔵『小野村胤敏氏関係史料 日本大学(大阪)専門学校 2』(以後、『小野村胤敏氏関係史料 2』と略称する) ファイルに「^{早稲田}大阪専門学校長 法学博士 小野村胤敏殿」宛の「誓約書」(縦約二十六センチ・横約十九センチ)(Q1)のコピーが収録されているのを見出した。『小野村胤敏氏関係史料 2』は、同室所蔵『小野村胤敏氏関係史料 日本大学(大阪)専門学校 1』ファイルと共に、小野村胤敏先生が残した文書等を、先生の御子孫側から関西大学の関係者が複写したものから成る事は、従来紹介した通りであり、当該「誓約書」も「来歴」(Herkunft)については、改めて「批判」(Kritik)を行う必要はない。

これ又以前に論証した通り、前身校が「日本大学専門学校」から「日本大学大阪専門学校」への改称が認可されたのは昭和十四年三月三十一日であり(同年の「文部省告示第九十八号」)、「大阪専門学校」への改称が認可されたのは昭和十八年三月十二日であり(同年の「文部省告示第百五十四号」)、校長代理だった小野村胤敏先生が日本大学専門学校長に就任されたのは昭和十年十一月(「公文類聚」第六十七編・昭和十八年・第百二巻・学制(大学))収録文書「大阪理工科大学ヲ大学令ニ依リ設立ス」末尾掲載「財團法人大阪理工科大学役員調」である。此処から先ずは、考察の俎上に載せる当該史料は、昭和十四年四月から昭和十八年三月迄の間で、前身の専門学校に入学した学生が提出する「誓約書」の用紙だと謂う事が出来る。

一見何等変哲此無当該「誓約書」用紙が小野村胤敏先生によつて態々残されていた事の「動機」(Motiv)に鋭く遡及しなければならぬのは、謂うを俟たない。マックス・ヴェーバー(Max Weber 1864-1920)の非常に卓抜且つ犀利な理論に依れば、人間を対象とする科学(Wissenschaft)の場合、その行為の主観的動機(das subjective Motiv)を理解する(verstehen)という「目的論的考察」を、科学が立脚する原因・結果の「因果律」に接合する点に、独自の成立根拠が存する。この場合の動機解明の根拠となるのは、当該誓約書の欄外に印刷されている学校名・学科名の部分が「^{早稲田}大阪専門学校理①学科」と表記されて、「工」の文字が修正されている点であろうと理解される。

小野村胤敏先生と親交のあつたと想われる石田文次郎(1892-1979)が識した「遺功表 法学博士小野村胤敏君」の碑文に、注目すべき次の様な条がある。

(前略)庭訓を奉じて敬神尊皇の念厚く率先範を垂るしかのみならず教育報國の理念に富む昭和十年日本大学専門学校長並びに財團理事の任を嘱せらるるや其の向上發展に心血を濺ぐ偶々時局の要請に鑑み工業教育の振興に着眼して昭和十二年日本工業校更に全十四年日本工業学校を併創設し技術者の育成に努む全十五年大阪専門学校に理学科を併設す時恰も国民の総力を結集すべき秋に際會せるを以て君は勇猛邁進して學園の發展と後進の指導誘掖に只管力を効す赤誠は遂に凝結して昭和十七年大阪理工科大学の開鑿を見るに至れり君は推されて初代學長に就任し財團理事長を兼ねて經營の責に任ず斯くて愈々其の基礎を鞏固にしてこれが興隆發展の為に寢食を安んずる暇なかりき(後略)

右に引用した碑文の陳述から窺える、小野村胤敏先生の前身校拡充の取組みは、次の様に纏められ得る。
(i)「教育報國の理念に富む」小野村胤敏先生は、「昭和十年日本大学専門学校長並びに財團理事の任を嘱せら」れると、「其の向上發展に心血を濺」いた。

(ii)「偶々時局の要請に鑑み工業教育の振興に着眼して昭和十二年日本工業校更に全十四年日本工業学校

を創設し技術者の育成に努め、昭和十五年大阪専門學校に理学科を併設した。

(iii)「国民の総力を結集すべき秋に際會」したので、小野村胤敏先生は「勇猛邁進して學園の發展と後進の指導誘掖に只管力を効」し、その赤誠は「昭和十七年大阪理工科大學の開闢」として結実し、「初代學長に就任し財團理事長を兼ねて經營の責に任ず」。但し、(ii)の「大阪専門學校」は正しくは「日本大學大阪専門學校」である事は自明であり、(iii)の「昭和十七年」は「昭和十八年」の誤りである。このようなディテールの不正確さがあるものの、(i)―(iii)に纏め得る石田文次郎の陳述から、小野村胤敏先生の「時局の要請に鑑み工業教育の振興」・「學園の發展と後進の指導誘掖」という前身校拡充の取組みとその「動機」が「理解」され得るのである。

「大正

自昭和15年2月
至昭和15年2月

大阪専門學校 第109号

表題に有る時間的起点は「自大正十五年2月」への訂正を意味している。この簿冊には次の13の文書が収録されている。カッコ内は当該文書に収録されている文書の枚数を示す(但し、地図・図録なども枚数に入れている)。

第1文書…大阪専門學校學則並生徒

(ii)の昭和十五年「理学科を併設」が「^蘇大阪専門學校長 法学博士 小野村胤敏殿」宛の「誓約書」と関係が有る事は謂うを俟たない。そこで、国立公文書館に所蔵されている設置認可関係の文書が収録されている「大阪専門學校 第5の1冊 大阪」及び「大阪専門學校 第5の2冊 大阪」を隈無く精査したが、「理学科を併設」に関する史料は存在していなかった。そこで、発想を転換して、設置認可ではなくて、「學則変更」という形式で処理されたと判断して調査した結果、同公文書館所蔵の前身校の學則関係の文書を収録した『大阪府 第五冊ノ一 由本大學大阪専門學校學則』(第二 教育門 わ一ノ六 文部省文書課記録掛)という簿冊を見出した。これは現在では左記の如き表題となっている。

認可 昭和二年十一月二四日(二一枚)

第4文書…大阪専門學校學則中変更認可(政治經濟科廃止)、生徒定員変更 昭和五年一月十六日(三九枚)

第5文書…大阪専門學校學則中変更認可 昭和六年十二月二八日(四二枚)

第6文書…大阪専門學校日本大學大阪専門學校と改稱並學則中変更認可 昭和十四年三月三十一日(三七枚)

第7文書…大阪専門學校學則中変更認可 昭和十五年二月十四日(二五四枚)

第8文書…大阪専門學校學則中変更認可 昭和十五年九月三〇日(二三枚)

第9文書…大阪専門學校學則中変更認可 昭和十六年一月十一日(四九枚)

第10文書…大阪専門學校學則中変更認可 昭和十六年十一月四日(三七枚)

第11文書…大阪専門學校臨時補習科學則制定認可 昭和十六年十一月二五日(四枚)

第12文書…大阪専門學校臨時學則制定の件 昭和昭和十六年十一月三日(四枚)

第13文書…大阪専門學校學則中変更認可 昭和十七年三月二四日(二八枚)

第3文書…大阪専門學校學則中変更(三五枚)

門學校學則中変更認可 昭和十五年二月十四日」が「理学科」に関する公文書であった。

当該第7文書収録の二五四枚の文書は、その分量・内容の複雑さ・鮮明さから判読・理解が難しい面もあるが、内容に即してその構成を整理してみると、大略次の様になる。尚、公文書の綴は、一般的に、冒頭部に裁決定の文書が、末尾に申請書等が配置されており、当該第7文書の場合も、又然りである。

①二〇枚目以降は「昭和十五年一月二十二日起案」の「本校に理工學科ヲ新設スルニ伴フ學則変更」に関するもので、その具体的な文書構成は次の通りである。

「指令案(一)・(二)」(認可ノ件)(Q2) 昭和十五年一月二十二日起案
「通牒案」(學則變更ニ關スル件)(專門學務局長より財團法人大阪専門學校院理事宛)

「備考(一) 學則變更・(二) 生徒定員變更」
「定員變更認可申請」(Q3) (財團法人大阪専門學校院理事より文部大臣宛) 昭和十五年一月九日

「日本大學大阪専門學校學則」(全五十五條で、「新舊學則対照表」の形式)「書類差戻案」(Q4) (文部省) 昭和十五年一月二十五日起案
「却下願」(Q5) (財團法人大阪専門學校院理事より文部大臣宛) 昭和十五年一月十八日

「日本大學大阪専門學校學則變更ノ件進達」(大阪府知事より文部大臣

宛)昭和十五年一月二十六日

「學則變更認可申請書」(高等工業科設置ノ件)(Q6)(財團法人大阪專門學院設置者より文部大臣宛)昭和十四年十一月三日

「應用理化學科機械科數學科設置理由」(Q7)

「設置要項」

「教員配當表」

「生徒定員表」(第一部法學科四五〇、高等商業科四五〇、高等工業科機械科三〇〇、同科數學科三〇〇、

同科應用理化學科「理學科」二四〇・

「化學科」二四〇、計一九八〇、第二部法學科五五〇、高等商業科五五〇、計九〇〇、總計二、八八〇)

「高等工業科課程表」

「自昭和十五年四月至昭和十七年」

日本大學大阪專門學校高等工業科設備一覽表

「敷地明細書」(合計六十八筆一四、九三七坪)

「報告書」(Q8)(布施市の初代市長鹽川正三より財團法人日本大學山岡萬之助宛)昭和十四年十一月一日

「不動産買賣契約書」八點(敷地南接)の土地の代理買取(買主は何れも鹽川正三)

「日本大學大阪專門學校高等工業科設置認可申請二付副申」(Q9)(日本大學大阪專門學校)の「一貫セル工業教育機関」としての「計画」への「賛意」(布施市長より文部大臣宛)昭和十四年十月十二日

「附近見取圖」

「増築敷地実測圖」

「校舎配置圖」(A.一般教室校舎平

面圖)「B.C.実験実習室校舎平面圖」

⑥一〇〇枚目から一一九枚目は「日本大學專門學校」に於ける「高等工業科設置ニ伴フ學則變更認可申請同申請書却下願」及び「理工學科設置ニ伴フ學則變更認可申請理學科トシテ認可」に「至ル迄ノ事情及關係書類」であり、その具体的な文書構成は次の通りである。

「法人及專門學校ノ所管ニ關スル經過概要 專門學務局學務課」昭和十五年一月三十日

「專門學校ノ學科ト實業專門專門學校トノ關係調 專門學務局學務課」昭和十五年一月

「参照」(關係法令一覽表)

◎一枚目から九九枚目迄は昭和十五年二月十四日に「裁決定」された「本校に理學科ヲ新設スルニ伴フ學則變更」に關するものであり、その具体的な文書構成は次の通りである。

「私學專門學校學則變更ノ件 指令書」(Q10)(昭和十五年二月十三日)起案・昭和十五年二月十四日裁決定

「備考 本校ニ理學科ヲ新設スルニ伴フ學則變更」(Q11)

「學則變更認可申請書」(Q12)(財團法人大阪專門學院理事長より文部大臣宛)(昭和十五年一月九日)

「訂正願」(Q13)(「理學科」への訂正)(財團法人大阪專門學院理事長より文部大臣宛)(昭和十五年二月十四日)

「理工學科設置理由」(Q14)

「設置要項」

「日本大學大阪專門學校學則變更」

「日本大學大阪專門學校學則」(全五十五條で、「新舊學則対照表」の形式)

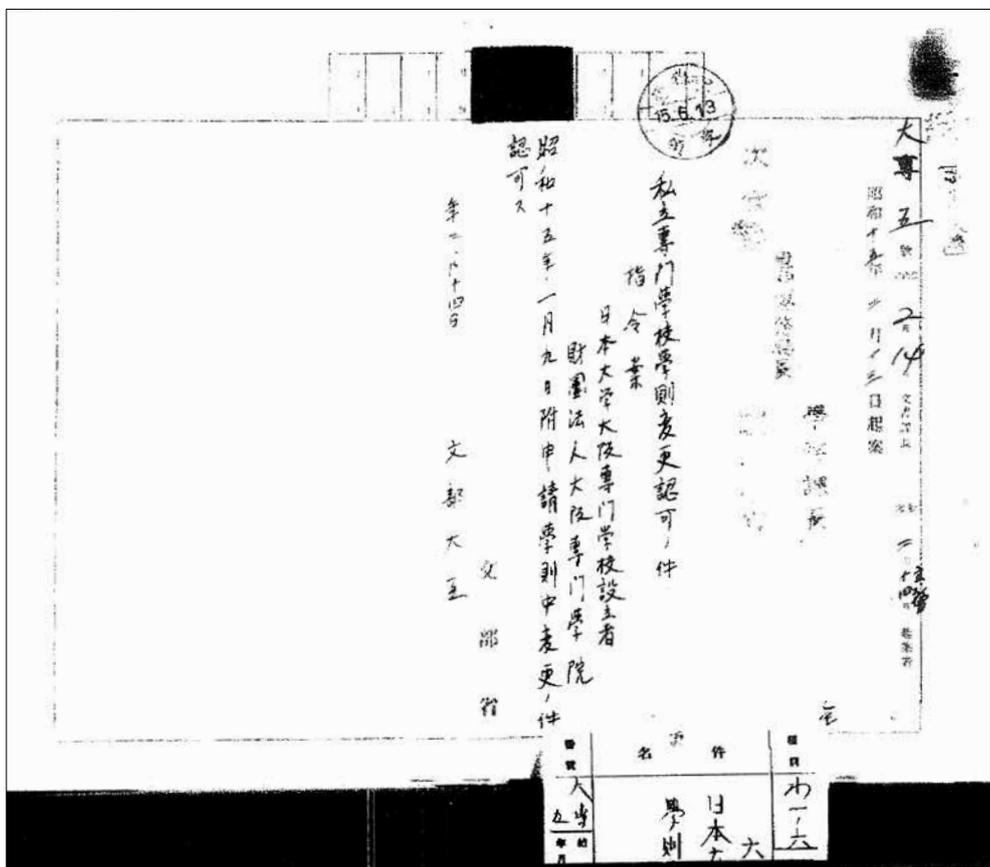
「決議書」(Q15)(日本大學大阪專門學校ニ理工學科ヲ設置スルノ件 財團法人大阪專門學院 會長理事山

岡萬之助)(昭和十五年一月九日)

「生徒定員表」(第一部法學科二二〇、商業科七五〇、理學科數學部三〇〇、同科理化學部三〇〇、同科應用物理學科七二〇、第二部法學科四五〇、商業科四五〇、總計三、一八〇)

「專任教員配當表」

「理學科教室配置圖」



Q10 (所蔵元・出典等は本文中に明記)

「校舎配置圖」

「教室実習室配置圖」

「増築計画書」

「豫定表」

「増築敷地実測圖」(A. 一般教室校舎平面圖)「B. C. 実験実習室校舎平面圖」

「主要断面詳細圖」

「附近見取圖」

当該第7文書の斯かる構成から推測される認可のプロセスが、「工」の文字が修正された「日本大學大阪専門學校理①学科」の特異な誓約書に反映されているのである。

②に収録されている、当時の文部省専門學務局學務課が纏めたとされている「財團法人大阪専門學院及日本大學大阪専門學校ノ所管局ニ関スル件 経過概要」に依拠し、①・③に収録されている文書に立脚して、日本大學大阪専門學校に於ける「理學科」設置の認可に至る非常に複雑なプロセスを出来るだけ実証的に辿ると、次の様になる。尚、昭和十二年当時の文部省は、大臣官房と八局から構成されていて、専門學務局には學務課・學藝課(同十五年には、科學課増設)、實業學務局には商工教育課・農業教育課が置かれていた。大正十四年三月に財團法人日本大學は大阪府中河内郡彌刀村小若江に日本大學専門學校を、昭和十二年一月には日本工學校を、更に昭和十四年一月には日本工業學校を設置し、「之が経営ヲ爲シ来れり」。逐年「前記三校」の「経営」は東京の財團法

人日本大學を「以テシテハ適當ナラザルニ至」る。

昭和十四年十一月三日には財團法人大阪専門學院の設立の申請が、前記三校の設立者を同財團への変更の申請が為なされ、更に同日附で日本大學大阪専門學校に「高等工業科ヲ併設スベク學則変更ノ件」の申請が為された(Q6)(Q7)(Q8)(Q9)。

昭和十四年十二月十八日に右記の「申請書ハ何レモ」文部省ニ到達シ「専門學務局は審査を開始した。『學則変更ノ件』は年内に『書類審査ヲナシ』、『新春早々実地視察』の方針を決定した。

昭和十四年十二月二十二日、専門學務局は「法人設立ノ件及ヒ設立者変更ノ件」を内容適当と認めて局長の決裁を経て、實業學務局と合議した。實業學務局は法人設立には賛成なるも、日本工業學校を経営する同専門學校の高等工業科設置は實業學務局の所管と主張して、当該両局は「所管問題」で対立するも、後日に「審査会」に所管決定を委ねる事で折り合った。

昭和十四年十二月二十七日、文部次官の決裁が為され、同日「指令」が発送された。

昭和十五年一月六日、専門學務局の督學官による「學則変更ノ件」の審査の結果、不備の点が此有に付き、来省の小野村校長は注意を受け、督學官は翌七日「實地視察」を予定するも實業學務局長が異議を唱

え、視察は中止された。「専門學校ニ高等工業科ヲ置ク爲ノ學則変更認可ハ實業學務局ニ於テナスベキモノ」と同局長は主張した。

昭和十五年一月八日、その為に専門學務局の係員は商工教育の係員と合議し、種々の解決案が百出し、結果的には「独立ノ高等工業學校」設置への変更を来省中の小野村校長に示す事となったが、同校長は斯かる変更が関係者の諒解や基金捻出の必要から時間を要し即答能わずとした。専門學務局の係員と商工教育の係員との間に再度の合議で出された「基本金造成」は猶予し「独立高工」にするという条件付きで認可する案に対しても、實業學務局長は同意せず、「文部省分課規程」により専門學務局が「専門學校ノ學則変更」は行うという主張に対しても、「實際處理」は實業學務局で行うと反論した。その間、文部省内で待機していた小野村校長は斯かる成り行きに「申請ハ撤回スル旨」申し出て、それが専門學務局長・實業學務局長に「通告」され「茲ニ本件ハ解消セリ」。

昭和十五年一月九日午後、来省した小野村校長は専門學務局の係員に対し、山岡理事との協議の結果として「理工學科ヲ置ク計画ヲ建テ新ニ申請スルルコト」を申し入れると共に、高等工業科設置の困難な理由を承る為と理工學科設置の陳情の為に山岡理事が次官に面接の意向である事を伝えた。「同日夕刻、山岡理事ハ専門學務局長ヲ本省ニ訪問シ、

「理工學科」設置の件で「會談」した。その結果、「現存ノ教育機關ノ実情」は「理論的方面ヲノミ重視シ」或いは「技術的方面ニ偏スル施設」は多いが、「基礎諸科學」に拠る「高度ノ知識」を授けて「應用部門ニ力ヲ致ス施設」は多くないので、「數學物理學化學」等の「理學的基礎科學」の高度な考究とそれの「工業各部門ニ対スル意用」に留意し「時代ノ切実ニ要求スル人材養成ノ爲理工學科ヲ置クコト」は「時局下緊急ノコト」という意見で一致した。

昭和十五年一月十九日、「學校当局」は「専門學校ニ理工學科ヲ置ク爲ノ學則変更認可申請書ト先ニ提出シタル申請書ノ却下願ヲ大阪府ヲ經由シテ、文部省ニ持参」した(Q3)(Q4)(Q5)。

昭和十五年一月二十二日、専門學務局で「書類審査ノ結果」、「内容ヲ適當ト認メ」、「認可書ヲ起テ」(Q2)、課長代理を経て、「専門學務局長ニ提出セリ」。専門學務局長は「本件ハ實業學務局長ニ合議ノ必要ナキ書類ナルモ」、「一應通知」すべく實業學務局長に示した。

昭和十五年一月二十五日、「實業工業科設置ノ爲ノ學則変更」の「差戻案」が起案された(Q4)。同日、實業學務局長は「理工學科ノ内ニ工業関係ノ分アルヲ以テ實業學務局ニ於テ處理シ其ノ所管トナスベキ旨申出」、「本件ハ再び所管問題ニ移レリ」。同局長は「工業関係ノ學科」が「専門學校ノ一學科」として「學

を持つのか、又そこに我が国の如何なる歴史的背景が有るかに附いて想い輸さなければ、画竜点睛を欠く事になるであろう。何故ならば、史料批判 (Quellenkritik) の方法と歴史主義 (Historicismus) の思想とに拠って近代歴史学を確立したレーオポルト・フォン・ランケ (Leopold von Ranke 1795-1886) の謂うが如く、歴史は個のみに目を遣れば不分明となり、全体性のみに目を遣れば冷やか (kühl) となるからである。

日本工学校が創設された昭和十二年は日中戦争 (当時の表現では「日支事変」) が勃発した年であり、「理学科」新設が実現された昭和十五年はそれが拡大し、しかも太平洋戦争勃発の前年であり、その為に昭和十二年は国家財政に於ける軍事費が急増して約三、一九三、九八九、〇〇〇円 (国家財政中六九・五%) に、昭和十五年は約七、九六三、四九〇、〇〇〇円 (国家財政中七二・五%) になっていく (帝国書院 統計・ニュース 統計資料 歴史統計 軍事費 第I期〜昭和20年) に依る)。その結果、軍需産業が活況を呈し、高等教育機関に於ける「国防科学」研究の充実や「航空科、軍需関係講座」の「新增設」 (昭和十一年十二月二十四日日付『朝日新聞』夕刊) となり、更に「軍需産業に繋がる理工科系統」では「萬歳の春」となり、「各大学の工學部では應用科学、機械、電気、造兵、火薬、船舶等のいづれの學科とも三倍から七、八倍」

「採鉱冶金の如きは十倍近い」「求人申込」がある (昭和十四年十二月六日日付『朝日新聞』夕刊) 状況が現出した。

理系学部も充実した総合大学へ大成していく近畿大学の歴史の中で、昭和十二年の日本工学校創設はその第一歩を、更に同十四年日本工業學校の創設・同十五年の理学科新設は大きな第二歩を、昭和十八年の大阪理工科大学の設置はその第三歩を成すものであると想われる。今回取り上げた昭和十五年の理学科新設が近畿大学の斯かる歴史の大きな第二歩であるという意味は、それ迄の法学・商学の文系教育を中心にしたコンパクトな専門學校という性格の前身校が、理系教育も包含して質的变化を遂げ、しかも一挙に規模を拡大するという新紀元 (Epoché) を画する事になったからである。

追記

本稿では近畿大学関係者のみは「先生」としたが、それ以外の人士については敬称を省いているので、この点は諒とされたい。原典尊重の観点から引用史料の表現・漢字は、原則として、そのままにしている。

『朝日新聞』及び『大阪朝日新聞』は朝日新聞記事データベース「聞蔵II ビジュアル」で閲覧して利用した。
(近畿大学名誉教授
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

学外訪問調査

信州大学大学史資料センターでの聞き取り調査報告

各地のアーカイヴズ訪問調査の一環として、令和元年 (二〇一九年) 十一月五日に国立大学法人信州大学の大学史資料センター (長野県松本市) で見学と聞き取りの調査を行った。調査には大学史資料センター長・

人文学部教授の渡邊匡一氏と同センター特任教授の福島正樹氏にご協力いただいた。調査は、本学建学史料室の富岡勝研究員が担当した。

信州大学は、昭和二十四年 (一九四九年) に長野県下の松本医学専門学校、松本医科大学、松本高等学校、長野師範学校、長野青年師範学校、長野工業専門学校、長野県立農林専門学校、上田繊維専門学校の前身校を包括・併合して設置され、令和元年に創立七〇周年を迎えた。この創立七〇周年への取り組みを契機として、信州大学の歴史に関する史資料の体系的な収集・整理・保存・公開・展示などを実施する組織として、平成二十九年

(二〇一七年) 四月に大学史資料センターが設立されたという。

展示「信州大学誕生」

ちょうど同センターの第二回企画展として「信州大学誕生 残された文書が語る誕生の舞台裏」が



第2回 信州大学大学史資料センター企画展
70 信州大学誕生
残された文書が語る誕生の舞台裏
2019年10月10日 - 12月18日 / 2020年3月18日 - 5月11日
信州大学中央図書館 1階展示コーナー
TEL: 0263-37-3531 / FAX: 0263-37-3532 / E-mail: archives@shinshu-u.ac.jp



「信州大学誕生」のポスターと展示風景

開催されていたので、福島氏に案内していただきながら、まず、この展示を見学した。

「大学内各所に残された文書や資料を通して、開学に至るまでの経緯や関係者の様々な思いを探り、大学誕生の舞台裏を垣間見たいと思います。」(信州大学大学史資料センターホームページ内の文章より)という趣旨の展示であった。戦後、新制大学が誕生する際、当初は前身諸校が単独大学としての設立認可を目指す動きもあったが、長野県高専校長会議などを通じて総合大学としての設置構想が進められていった様子や、設置認可申請をめぐる文部省とのやりとり、関係者の苦心などが史資料を通して具体的に紹介されていて、興味深く見学した。この展示は、教職員・学生が多く利用する信州大学附属図書館の中央図書館(以下、中央図書館と略)一階にある展示コー

ナーで開催されていた。また、令和元年十月十日〜十二月十八日と、令和二年三月十八日〜五月十一日の二期にわたって開催され、展示開催にあわせて、図書館内のスペースで昼休みに「ギャラリートーク」や「知の森昼時セミナー」の開催が用意され、その旨が同センターのホームページを通じて周知されていた。展示に合わせて多くの人の目に留まりやすい場所で展示を開催するとともに、展示に合わせてギャラリートークなどの企画を実施し、インターネットも利用して幅広く周知している点は本学にとっても参考になるものであった。

大学創立七〇周年を契機に設置中央図書館での展示見学のあと、大学史資料センター内で渡邊氏と福島氏から、同センターの設立経緯、組織、活動内容などについて聴

取した。その内容は、簡単に述べるのと、周年行事を契機として設立されて主に令和元年の周年行事に取り組んでいるが、周年行事以後の活動発展にむけた準備も積極的に進めている、ということであった。

大学史資料センターは、平成二十八年度(二〇一六年度)の設立準備を経て、平成二十九年四月に、信州大学附属図書館内のもとでの組織として設立されている。

同年三月十七日に制定された「信州大学大学史資料センター規程」で、同センターの目的は、「信州大学の歴史に関する資料(以下「歴史資料」という。)を収集、整理及び構築のうえ、歴史資料アーカイブを保存することを目的とする」と定められている。

業務内容は、「(一) 歴史資料の収集・整理・保存に関すること。(二)

歴史資料アーカイブ構築に関すること。(三) 歴史資料の公開、展示等に関すること。(四) その他センターに必要な業務に関すること。」となっている。

組織構成は、大学史資料センター(附属図書館長が兼任)、特任教員、その他必要な職員で構成されている。例えば平成三十年(二〇一八年度)の組織構成は、センター長一名、特任教授一名、技術補佐員三名、事務補佐員一名となっている。

七〇周年記念を中心とした

取り組み

同センターの具体的な活動内容についても拝聴した。

令和元年度(二〇一九年度)までは、創立七〇周年記念行事として、展示やイベントの主催や開催協力に力を入れてきたとのことであった。そのうちの主要なものとして、次のようなものがある(平成二十九年八月に開設された同センターのホームページで逐次告知)。

平成三十年度

第一回企画展「信州大学今昔(いまむかし)」(信州大学創立七〇周年・旧制松本高等学校一〇〇周年記念事業の一環として、信州大学中央図書館一階展示コーナーで開催)

第一回企画展ギャラリートーク(信州大学中央図書館一階展示



「信州大学大学史資料センター」のポスター



「信州大学歴史探訪マップ 1873-2019」より

コーナーで開催)

「知の森昼どきセミナー」でのセミナー開催①「信州大学誕生」講師・福島正樹氏、②「松高生の青春日記」(講師・渡邊匡一氏)(信州大学中央図書館一階自由学習スペースで開催)

オープンキャンパス企画展示「信州大学今昔(いまむかし)」(信州大学中央図書館一階展示コーナーで開催)

連携企画展「松高人名録(その一)」(旧制高等学校記念館、信州大学日本文学分野・信州大学史資料センターの連携企画) 旧制高等学校記念館一階ギャラリーで開催

信州大学創立七〇周年・旧制松本高等学校一〇〇周年記念事業ブレ・シンポジウム「赤レンガでつなぐとき、まち、ひと」(信毎メディアアガーデン1階ホールで開催)

令和元年度(十一月五日まで)

周年記念企画展示「信州大学今昔(いまむかし)」(信州大学の沿革および各学部の系譜) まつもと市民芸術館一階・二階で開催

ムービー「信州大学のあゆみ」上映(まつもと市民芸術館二階シアターパークで開催)

スライドショー「松高人名録(その一)」・「思誠寮生の青春日記」上映

(まつもと市民芸術館二階シアターパークで開催)

「信州大学歴史探訪マップ」発行(信州大学創立七〇周年・旧制松本高等学校一〇〇周年記念事業。大学史資料センター監修)

スライドショー「信州大学歴史探訪」キャンペーンに刻まれた記憶」のWeb公開

スライドショー「松高人名録(その一)」のWeb公開

スライドショー「思誠寮生の青春日記」のWeb公開

映像「信州大学のあゆみ」信州の高等教育・黎明期から大学誕生まで」のWeb公開(信州大学創立七〇周年・旧制松本高等学校一〇〇周年記念事業。大学史資料センター監修)

映像「池上彰氏トークセッション『信州の高等教育黎明期』」のWeb公開(信州大学創立七〇周年記念式典第二部の映像。出演者はジャーナリスト・信州大学経済学部特任教授池上彰氏、信州大学副学長・附属図書館長・大学史資料センター長渡邊匡一氏、信州大

学広報スタッフ会議外部広報アドバイザー川崎紀夫氏)

第二回企画展「信州大学誕生」(信州大学創立七〇周年・旧制松本高等学校一〇〇周年記念事業の一環として、信州大学中央図書館一階展示コーナーで開催)

こうした展示や行事に力を入れるとともに、卒業生や地域の方々に歴史資料の寄贈を呼びかけ、四箇所のキャンパス(松本キャンパス、上田キャンパス、長野キャンパス、伊那キャンパス)に所在する歴史資料の状況把握と整理・保存活動を実施するとともに、県内の教育関連機関(例えば旧制高等学校記念館など)と連携してデジタルアーカイブスの構築などにも取り組んでいることであつた。

創立記念事業以降の構想

七〇周年記念行事終了後の同センターの活動について伺ったところ、今後は信州大学に関する歴史資料を学内外から収集して整理・保存し、デジタルアーカイブスを構築して公開するなど、アーカイブスとしての活動に本格的に取り組んでいきたいとのことであつた。すでに学内に検討部会が設けられ、将来の一〇〇年史編纂も視野にいられた中、長期計画の構築も検討されているという。

今回、信州大学大学史資料セン

ターを訪問し、周年事業と連動した大学アーカイブスの具体的な活動例に触れることができた。それとともに、周年事業を契機としながらも中長期的な観点をもって大学の歴史に関する史資料の整理・保存・公開に取り組むための具体的な準備の必要性をあらためて認識することができた。

渡邊匡一センター長、福島正樹特任教授をはじめとした同センターの皆様から感謝申し上げます。

(追記) 訪問時に伺った同センターの将来構想が、令和元年十一月十八日、学術情報・図書館委員会大学史資料センター検討部会『大学史資料センター検討部会報告書』信州大学大学史資料センターの活動評価及び今後の展開について』としてまとめられ、信州大学学術情報オンラインシステムで公開されている。そして同年十一月二十日には、同センターホームページ内で、渡邊センター長名で、従来の活動に加えて「新たなミッションとして『信州大学一〇〇年史の編纂』を行うこと、『自校史教育』の更なる充実を図ることが決定されました」と報告されている。引用部の表現・漢字は原典尊重の観点から、そのままにしている。

(教職教育部教授
建学史料室研究員 富岡 勝)

世耕弘一先生の「同交會之記」を手掛りにした

齋藤隆夫議員除名問題の実証的考察

A study of the expulsion of Saito Takao from the National Diet based on primary sources with examination of "Dokokai no ki" by Seko Koichi as a clue
Professor Emeritus of Kindai University, Ph.D. Yasuhiko ARAKI

近畿大学名誉教授 建学史料室特別研究員 荒木 康彦

1 会図書館のそれに従って(つづる)

同交會(昭和十六年結成)に所属されていた時期の世耕弘一先生の活動は、先生の衆議院議員としての長い活動の中でも、殊に刮目に値するものであると思われる。しかしながら、意外にもその詳細は従来正確に把握出来ていないのである。その理由は、同交會についての実証的な学術研究が従来少なく、更に言えは、同交會に関する一次史料が余り発見されていない事である。これ自体が、三思に値する極めて深刻な問題であるが、それは扱置き、既知及び新発見の同交會関係の一次史料及び関連の一次史料を(つづ)で提示すると、次の通りである。

① IPS Doc. No. 2323: DOKOKAI, by SEKO, Koichi -Source, HATOYAMA, Ichiro (GHQ/SCAP Records, International Prosecution Section: Entry No.329 Numerical Evidentiary Documents Assembled as Evidence by the Prosecution for Use before the IMTFE, 1945-47) 国立国会図書館請求記号PPS-18 R315:0821-0352 (史料の表記は、基本的には国立国

2 ② File #462: DOKOKAI, Account of DOKOKAI (GHQ/SCAP Records, International Prosecution Section Entry No. 319 Numerical Case Files Relating to Particular Incidents and Suspected War Criminals, IPS, 1945-47) 国立国会図書館請求記号PPS09 R71:0821-0873 (史料の表記は、基本的には国立国会図書館のそれに従って(つづる))

③ File #462: DOKOKAI, MEMO-RANDUM, 9, APRIL 1947. (GHQ/SCAP Records, International Prosecution Section: Entry No. 319 Numerical Case Files Relating to Particular Incidents and Suspected War Criminals, IPS, 1945-47) 国立国会図書館請求記号PPS-09 R71:0821-0873 (史料の表記は、基本的には国立国会図書館のそれに従って(つづる))

④ 「齋藤隆夫演説削除問題資料」3月7日本会議における賛否投票表(国立国会図書館憲政資料室所蔵)大木操関係文書」分類番号45-19に収録) ⑤ 『第七十七回・第七十八回帝國議

會 同交會報告書』(編輯人 世耕弘一 發行所 同交會事務所 昭和十七年三月一日印刷 昭和十七年三月三日發行) 国立国会図書館請求記号14:3:134

2

①・②・③は連合国最高司令官総司令部国際検察局文書(GHQ/SCAP Records, International Prosecution Section)の中に収録されている史料であり、現在はアメリカ合衆国の国立公文書館(National Archives Records Administration)で所蔵・保管されている。これらは何れもマイクロフィルム撮影されたものが、我國の国立国会図書館で所

蔵・保管されており、これを閲覧して利用した。

①はDOKOKAI(「同交會」という表題の「国際検察局文書第二三三三三三三」(IPS Doc. No. 2323)の「鳩山一郎関係文書群」に収録されるものであり、封筒及びそれに収納されていた十五枚の墨書された文書(写真1はその冒頭部)から成るものである。封筒の表には「同交會之記」(写真2)、裏には「世耕」(写真3)と記されており、世耕弘一先生の直筆と判断される。内容的には細部の点で今後検討を要する点は幾つかあるが、同交會の成立から解消までの全過程が、当時の政治的状況を踏まえて、よく活写されている。

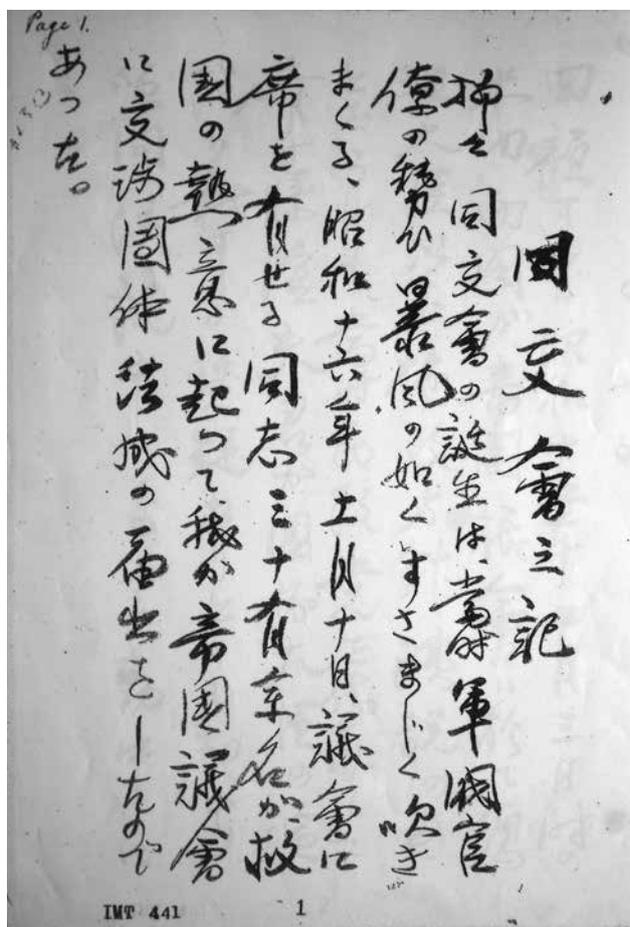


写真1 「同交會之記」の冒頭部。原史料はアメリカ合衆国の国立公文書館所蔵であり、ここでは我國の国立国会図書館所蔵マイクロフィルム版を利用した。

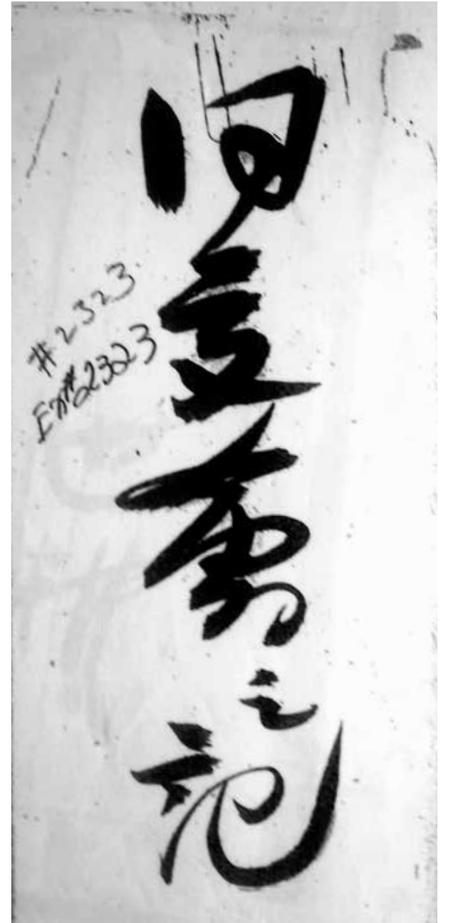


写真2 「同交會之記」が封入されている封筒の裏。原史料はアメリカ合衆国の国立公文書館所蔵であり、ここでは我が国の国立国会図書館所蔵マイクロフィルム版を利用した。

②は同交會関係文書群に収録されており、①の「同交會之記」文書(No.2323)を「参考文書」として、Account of DOKOKAI(同交會之記)というタイトルで英訳してタイプ印刷したものである。人名のアルファベット表記が正確ではない例外を除き、非常に正確な且つ達意の翻訳である。

③は同交會関係文書群に収録されており、リチャード・ラーシュ(RICHARD LARSH) 調査官(国際検察局調査部)よりサットン(SUTTON)氏へ宛てた「同交會」の事項についてのMEMORANDUM(「摘要」という題目の文書)であり、「一九四七年四月九日」付となっている。昭和十七年四月実施の第二十一回衆議院議員総選挙(所謂「翼賛選挙」)の際に蒙った甚だしい妨害や凄まじい弾圧等について、ラーシュが接見した世耕弘一先

生から聞き取った内容をタイプ印刷したものである。

④は「齋藤隆夫演説削除問題資料 3月7日日本会議における賛否投票表」という表題で国立国会図書館憲政資料室所蔵「大木操関係文書」に収録されているものである。「大木操関係文書」の目録では、「齋藤」と表記されているが、史料によっては「齋藤」「齋藤」等が使われており、本論では引用・揭示する史料の表記をそのままにしている。だが、『革新論及革新運動を戒む』(日本評論社 昭和九年)では「齋藤隆夫著」となっており、『官報』昭和十五年五月八日 第三十九百五十五號の掲載記事の「議員退職」でも「齋藤隆夫」となっている事等から、本論の本文では「齋藤」を使う事にする。④の史料は、第七五回帝國議會衆議院本會議で昭和十五年三月七日に齋藤隆夫議員除名決議が為された際の衆議院書記官長大木操(一八九一—一九



写真3 「同交會之記」が封入されている封筒の裏。原史料はアメリカ合衆国の国立公文書館所蔵であり、ここでは我が国の国立国会図書館所蔵マイクロフィルム版を利用した。

八一)によるメモ三枚と「投票者氏名表」(手書き書き込み有)二枚である。

⑤は同交會の第七十七回及び第七十八回「帝國議會」の報告書であり、そこで可決された法案の内容及び同交會の対応が纏められたものである。刮目すべきは奥付であり、「編輯後記も掲載されているのを見出す事が出来た点である。

以上、①から⑤までの史料内容を簡単に述べた訳であるが、①は世耕弘一先生の直筆の史料である事からも、看過出来ない重要性を持つのが明白であるから、次にこの史料について「史料批判」(Quellkritik)の史学理論で以て考察を進める事にしたい。

だが、その前に論究しておかねばならないのは、回想世耕弘一編纂委員会編『回想世耕弘一』(回想世耕

弘一刊行会 昭和四十七年)に収録されている「同交會之記」(昭和二十一年五月十五日記)についてである(以後、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」と略称する)。これは『回想世耕弘一』掲載の「小伝」に、「世耕がみずから書いた備忘録」であるとして採録されている事から、これが何かの「控え」として作成されたのではないかと推測されるので、史料理論で言う「来歴批判」(Herkunftskritik)を行う必要がある。

「来歴批判」が不十分であると、当該文書が記された意図を捉え損なう恐れが生じるからであり、延いてはその歴史的意義を認識出来ない事に成り兼ねないからである。ここでは「来歴批判」の詳しい過程は割愛し、その結果だけを簡潔に提示するならば、解明出来た本史料の来歴は次の通りである。

昭和二十一年四月十日の第二十二回衆

議院総選挙で日本自由党が第一党となり、同党総裁鳩山一郎(一八八三―一九五九)が首相に選出されると思われていた五月四日に、連合国最高司令官総司令部は日本政府に対して鳩山を議員及び公職から追放する事を指令した³。公職追放の異議申立に対処する為に、昭和二十二年三月一日の「勅令第六十六号 公職資格訴願審査委員会官制」により、同年三月三日に「公職資格訴願審査委員会」が設置された⁴。鳩山一郎が公職追放異議申立をした際に、提出した昭和二十二年三月十日付「申請書」(内閣資格再審査委員会委員長金森徳次郎宛)⁵に添付された「証拠物(写) 第1号「同交會記」昭和二十一年五月十五日記」⁶なる史料を見出す事が出来た。原稿用紙五枚にペン書きで、世耕弘一先生の筆になるものではない。これは表題が『回想世耕弘一』所収「同交會之記」と一文字異なり「同交會記」となっているものの、内容・文言がほぼ一致している事が判明した。ただ一点異なるのは、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」の末尾では「当時、同交會に属した議員は左記の三十六名である。」として「鳩山一郎」も挙げられているのに対して、「同交會記」の末尾では「尚別紙は同交會組織時の同志の氏名なり」として「昭和十六年十一月十日届出 三十五名」の氏名が列記された後に「昭和十六年十一月十四日鳩山一郎尾崎行雄両君入會届出」とされている点である。

それ故に、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」の来歴は、鳩山一郎の公職追放解除申請書類の「証拠物件」として提出された際の「備忘録」であった事が闡明されたと言えよう。

3

①は「同交會之記」の貴重なオリジナルの史料の印影なのであるが、この①の文書が執筆された年月日や提出・査収された年月日は記載されておらず、これらは分からない。「同交會」に関するオリジナルの論文の執筆者世耕弘一氏(『SEKO, Koichi』)とどう文言から始まる③の史料の日付が「1947年4月9日」となっている事から、①は昭和二十二年四月九日までに提出・査収されたものと、判断される。①は、既述の如く、国際検察局が採録した鳩山一郎関係文書群の中に収録されており、その英訳である②が同交會関係文書群の中に収録されている事から、極東軍事裁判を前にして鳩山一郎や同交會に関する資料として国際検察局に提出・査収されたものと推測される。

抑々同交會の誕生は、當時軍閥官僚の勢ひ暴風の如くすさまじく吹きまくる、昭和十六年十一月十日、議會に席を有せる同志三十有余名が、救國の熱意に起つて、我が帝國議會に交渉團體結成の届出をしたのであつた。

○ ○ ○ ○

回顧すれば昭和十五年二月三日時の米内内閣が、帝國議會に於て總理大臣以下施政方針演説のあとをうけて、當時民政党を代表して齊藤隆夫君が國務大臣の演説に對する質疑ありとして起ち質問演説中、その言動中に反軍的言辭ありとして軍當局より演説終了後抗議あり、遂に議會の内外に、齊藤君の議員たることを除名せよとの議論さかんに行はれるに至れり。

即ち該問題を中心に賛否二論議論百出せり、當時民政党は何故にか齊藤君を積極的に援護行動に出でず遂に本會議に於て多数を以つて同君は懲罰委員會に附せられたるものなり。即ち此の間に於て青札組と称せる六十余名の有志代議士^文が起つて^文我か憲法上議會に於ける言論の保證、自由を主張し且つ齊藤君の処論は一般國民の輿論にして^{敢て}反軍的論議として断すべきにあらざる旨を説き極力反對運動をなし、若し夫れ如斯國民の聲を議場に於て反軍思想、言動なりとして処断せんか正に之れ帝國議會は言論の府としての自殺なりとの

理由の下に極力軍閥加担者の反省を求めたるも遂に多数を以つて本會議或は委員會に於て正論は破られ、三月七日に至り齊藤君は同志の健闘も報ひられず議員除名の断を下されるに至つたのである。

○ ○ ○ ○

即ち齊藤問題を中心に禽然と立ちたる同志中直後更に結束を強化し進んで益々政治行動を展開し、昭和十六年二月二十二日第二次近衛内閣が大政翼賛會を組織し之れが運動資金として八百萬円を議會に提出せるを機會に猛烈なる反對運動を起し、且つ之れが豫算の内容と更に大政翼賛會の本質につき鋭きメスを加へ激しく之れか反對をなし、本案の議會通過を阻止せしも最後に少数を以つて否決された。

併し少数にて破れたりと雖も同志の闘志益々盛んとなり、亦此の結果により更に同志的結束は強化され、即ち全同志の發意に依り昭和十六年十一月十日世耕弘一石坂豊一の二君か代表して衆議院に至り大木書記官長に會見の上同交會の名称のもとに交渉團體として届出をなせるものなり。

○ ○ ○ ○

東條内閣は昭和十六年十月出現せるものなるが東條内閣出現に及び益々民権の壓縮強行されたり。然るに同交會同志は此の暴風の内にあつて健闘を續け、東條内閣が議會に提出せる戦時特別刑法或は言論出^文●^文結社集会結

社等の取締法案に對し國民権をひつさげて動々の論陣を張れり。然るに昭和十七年四月東條内閣による衆議院の總選挙施行せられるに及び未曾有の大干渉を受け遂に同志議員三十五名中總選挙の結果当選せる者、鳩山一郎 尾崎行雄 北

野 吉 阪東幸太郎 安藤正純 芦田均 川崎克田中亮一 星島二郎の九名が憲兵警察官僚の猛烈なる干渉網をぬけてからうじて當選せるものなり。以上の如き状況の下に總選挙は終末を告げたるも尚東條内閣は同交會同志に對する追撃急なるにより遂に車之れか解散を余儀なきに至らしめ各自の自由行動にすることにして遂に同交會は五月末解散するに至れり。

同交會(帝國議會交渉團體)届出
昭和十六年十一月十日届出當時三十五名、
世耕弘一 石坂豊一 福田関次郎 安藤正純
大石倫治 田川大吉郎 川崎 克 岡崎久次郎
植原悦二郎 工藤鐵男 鈴木文次 丸山弁三郎
名川侃市 片山 哲 若宮貞夫 板谷順助
岡崎 憲 森幸太郎 北 吟吉 宮脇長吉
田中亮一 大野伴陸 原口初太郎 林讓治
星島二郎 木檜三四郎 坂東幸太郎 牧山耕蔵
百瀬 渡 本田弥市郎 一松定吉 松木 弘
松尾孝之 服部岩吉 芦田 均。以上三十五名

附記
一、昭和十六年十一月十四日付安藤正純並二川崎克二君より
鳩山一郎 尾崎行雄二君の入會手續
一、あり、尚昭和十七年三月廿八日一松定吉より
脱會届あり

一、昭和十七年五月十四日同交會解散ス

この様な内容の①は、世耕弘一先生自らにより、段落分けされている事が『回想世耕弘一』所収「同交會之記」とは異なっている点として、先ず刮目される。最初の七行は前文とも言うべき部分である。三五行から成る第一段落は齋藤隆夫(一八七〇—一九四九)の所謂「反軍演説」とその結果としての齋藤の議員除名問題についてである。二三行から成る第二段落は第二次近衛内閣が第七六回議會に提出した大政翼賛會予算を含んだ次年度予算案の對する反対活動から同交會結成に至る過程についてである。二七行から成る第三段落は昭和十七年の所謂「翼賛選挙」中の同交會對する選挙干渉と同交會の解散についてである。その次の十一行は「帝國議會交渉團體」としての届出時の同交會の三十五名から成る名簿である。そして、最後の七行は「附記」となっている。

もよるが、①は『回想世耕弘一』所収「同交會之記」よりも約百文字程多く、内容上で細部に於て①が『回想世耕弘一』所収「同交會之記」と可成り異なる事に因るのであり、その差異が目立つのは、次の五点である。

①の第二段落の十七行目の「同志的結束」が強化されたとい件が『回想世耕弘一』所収「同交會之記」には無い。

①の第二段落の十八—二三行目の「同交會」の届出は、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」では東條内閣成立後で、述べられている。

①の第三段落冒頭部「東條内閣は昭和十六年十月出現せるものなるが東條内閣出現に及び益々民権の壓縮強行されたり。然るに同交會同志は此の暴風の内にあつて健闘を續け」という東條内閣の「民権壓縮」とそれに対する「同交會同志」の「健闘」についての陳述が、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」にはごく簡単にしか述べられていない。

東條内閣が議會に提出した法案に對して「論陣」を張ったという件の後に、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」では「政党組織」による「同志糾合」の動きや「政党結社の東條内閣の性格上不能の状態」についての記述が有るが、①の第三段落では無い。

追撃急なるにより遂に車之れか解散を余儀なきに至らしめ各自の自由行動にすることにして」と明記されているが、そうした陳述が『回想世耕弘一』所収「同交會之記」では欠けている。

その外に、決定的に異なるのは、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」では「我が同志同交會は三十六名の現議員、更に「参考」として「當時同交會に属した議員は左記の三十六名である。」として、それらの氏名が列挙されているが、①の第三段落では、所謂「翼賛選挙」に於ける同交會「同志議員三十五名」とされ、末尾には同交會届出當時三十五名の氏名が列挙されている点である。この両者の議員数の差異は、鳩山一郎が『回想世耕弘一』所収「同交會之記」では、同交會に属した議員「三十六名」の中の末尾に揚げられているのに対して、①では鳩山一郎の名は後の参加者として、届出時には挙げられていない事に有るのである(これを除けば、両者が列挙されている議員の氏名・順番は同じである)。この点は特に注目すべき差異であり、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」及び①の夫々について「來歴批判」した際に触れた如く、前者が鳩山一郎の公職追放解除申請の「証拠物」として執筆・提出された時の「備忘録」であるのに対して、後者が国際検察局への資料として執筆・提出された事にも関係するのであろう。

更に、『回想世耕弘一』所収「同

交會之記」には無く①に有る「附記」では、同交會への追加「入會者(鳩山一郎・尾崎行雄の名がある)、脱会者、同交會の解散日付が明記されている点が、注目される。

以上の様な内容・構成を持つ①の「同交會之記」の第一段落は、齋藤隆夫の所謂「反軍演説」とその結果としての齋藤の議員除名問題についてであり、他の段落に比して行数も多い事から、この問題が同交會の起点として重要視されている事が看取出来る。

4

周知の如く、第七五回議會の衆議院本會議に於いて昭和十五年二月二日に立憲民政党(以後、民政党と略称する)を代表して齋藤隆夫議員が行った質問演説(所謂「反軍演説」)に対して、政府や陸軍の強い反発、親軍的な、即ち「軍閥加担者」的性格の諸会派からの批判が生じ、名状し難い程に非常に複雑な過程を経て、最終的に同年三月七日に衆議院本會議で齋藤隆夫の議員除名決議が為された。本年(令和二年)から数えて丁度八十年前に勃発した、憲政史に名立たるこの出来事に関して齋藤自身に焦点を絞って詳しく考察したもの存在する⁷⁾が、当時の政府や軍部の具体的な動きや諸会派の夫々の具体的な動きを一次史料に立脚して考察して、それらを踏まえた上で、全体的流れを総合的に且つ詳細に検討した学術的研究は十分に

行われていないのが実情である。

既述の如く、①の「同交會之記」では、齋藤の議員除名問題が同交會の起点として重要視されていると判断される事から、①の第一段落の陳述を手掛りにして、当該出来事の展開過程、そこに於ける世耕弘一先生が属した立憲政友会久原派(政友会正統派とも称されるが、史料④で政友会久原派と表記されているので、本論では便宜上これに従っておく)や他の諸会派の動き等を、昭和十五年二月二日から同年三月七日迄の当該出来事に関する膨大な数の新聞記事、この期間の「衆議院懲罰委員會議録」、「衆議院議事速記録」及び『齋藤隆夫日記』等に依拠して、以後瞥見したい。当該出来事は有名な割には、詳細な具体的な過程を総合的に考察した実証的研究は従来十分には行われていない事からも、それは蓋し有意義であろう。

①の「同交會之記」第一段落第一節では、第七五回帝國議會に於て「總理大臣以下施政方針演説のあと」、「民政党を代表」した「齋藤隆夫君」の「質問演説中」に「反軍的言辭あり」として軍當局より演説終了後抗議あり、遂に議會の内外に、齋藤君の議員たることを除名せよとの議論さかんに行はれるに至れり。」と簡明に述べられている点を、一次史料や当時の新聞記事等に依拠して、詳しく見ると、次の如くである。

昭和十五年二月三日付『東京朝日新聞』朝刊。掲載記事によれば、同月

二日の衆議院本會議に於ける民政党齋藤隆夫による質問演説の「聖戦の目的」を批判した部分を、「陸軍當局」は看過出来ず、「演説の内容そのもの」が「聖戦の目的」を侮辱し十萬の「英靈」を冒瀆するとして、同二日夕刻に「陸軍政務官」を通じて齋藤隆夫及び民政党首脳部に取り消しを要求したが、陸軍部内では取り消しだけでは解決にならないとの見解も強くなり、問題が深刻化する様子を呈した。齋藤演説の「聖戦の目的」を批判したとされた部分とは、次の如くである。

(前略) 此ノ現實ヲ無視シテ、唯徒ニ聖戰ノ美名ニ隠レテ、國民的犠牲ヲ閑却シ、曰ク國際正義、曰ク道義外交、曰ク共存共榮、曰ク世界ノ平和、斯ノ如キ雲ヲ掴ムヤウナ文字ヲ列ベ立テテ、サウシテ千載一遇ノ機會ヲ逸シ、國家百年ノ大計ヲ誤ルヤウナコトガアリマシタナラバ……(中略)、現在ノ政治家ハ死シテモ其ノ罪ヲ減ボスコトハ出来ナイ(後略)

民政党首脳部は同二日に齋藤の承認も得て、演説の問題とされる部分を含む後半全部を議事録から削除する事に決して¹⁰⁾、それを小山松壽(一八七六一一九五九)衆議院議長に伝えたところ、小山は既に議長職権によつて当該部分を含む後半全部を削除していた¹¹⁾。そして、同党首脳部は善後策を協議した後、「他會各

派」の諒解を求めて猛運動を開始した¹²⁾。

この時点では立憲政友会久原派(以後、原則的には久原派と略称)も立憲政友会中島派(以後、原則的には中島派と略称)も問題が院内の発言であるだけに重大視し、慎重に取り扱うという意見で一致していたが、身分上の処分問題では強硬論が強かった。小会派の時局同志会や社会大衆党は声明で強硬論を打ち出した。また、政府は齋藤の「失言」を不穩当としていたが、議員の院内での言論には政府に取り消しの権限がないので、静觀の態度を保っていた¹³⁾。

①の「同交會之記」第一段落第二節では、「當時民政党は何故にか齋藤君を積極的に援護行動に出です」、「同君は懲罰委員會に附せられたるものなり」とあるが、この点について、当時の新聞記事等に依拠して詳しく見ると、次の如くである。

齋藤隆夫は、二月三日朝に來訪した民政党幹部(小泉又次郎及び俵孫一)から離党を要請された事もあり¹⁴⁾、同日に民政党を離党する手続を行つた¹⁵⁾。同日には齋藤の「失言問題」で「各派交渉會」が幾度も開催され、他方で民政党内では対応策を繞つて混乱していく。齋藤の離党等で局面收拾を図つたが、状況が急迫したので、同党は小山議長と打ち合わせ議長職権で懲罰に付す事に決し、議長が各派に諮つて一応決定した。しかし、民政党内で反対が起こり、議長は右記の決定

破棄を各派に通告したところ、「軍閥加担者」的性格の中島派・社会大衆党・時局同志会は「議長不信任案提出」の動きを示した。そこで、民政党は漸く党内を纏め議長と再交渉して、「議長職権」で「懲罰犯」とする事に確定したが、その為に衆議院本会議は「夜九時漸く開會」の仕儀となった。小山衆議院議長は開會を宣した後、齋藤演説の「時局關係の記事差止事項」に当たる速記録の部分を議長職権で「削除」した事を述べた。更に、齋藤演説は「時局に鑑み」「甚だ遺憾」であり、「刻下の情勢上その影響するところ重大なるもの」があるので、議長職権で「審査のため齋藤君を懲罰委員に付します」と宣告した¹⁶。次に、総理大臣米内光政（一八八〇—一九四八）、陸軍大臣畑俊六（一八七九—一九六二）、海軍大臣吉田善吾（一八八五—一九六六）が夫々「聖戦の目的」について改めて声明を發したが、特に畑陸軍大臣は「事變の目的」が「東亜の新秩序」の確立と「八紘一宇」の理想の実現であり、これが「聖戦」とされる所以であり、「侵略戦争」ではないとして¹⁷、齋藤演説に対する全面的反駁を為した。

同日に「軍閥加担者」的性格の中島派は齋藤を断固厳罰に処す事を正式の態度として決定した。懲罰委員長の中井一夫（一八八九—一九九一）が所属する久原派は、「法的根拠」を「更に慎重に研究したる後態度を決する事となつた」¹⁸。

第七五回帝國議会の衆議院懲罰委員会は十三回開催されており、昭和十四年十二月二十七日の第一回は「委員長及理事互選」、昭和十五年二月五日の第二回は「委員長補選選挙」であり、同年二月六日の第三回から三月六日の第十三回まで（いずれも「秘密會」）は「議員齋藤隆夫君懲罰事犯ノ件」となっている¹⁹。

二月九日に第四回の懲罰委員会が開催された直後には、民政党は「穏便なる措置によつて解決を希望し」、久原派は「大勢穩健論に傾いて」おり、時局同志会は「強硬に除名論を唱へ」、その間の中島派は「比較的強硬論が強く」、社会大衆党は「兩論拮抗の形」であつた²⁰。

二月十三日に第六回の懲罰委員会が開催された頃には、状況は次の如くであつた。「軍部並に政府側の態度は飽くまで強硬」で、それが閣内の民政党四閣僚や政務官から民政党幹部に伝えられ、中島派や時局同志会は増々強硬に、最初穩健論であつた久原派も幹部の意見は漸次除名論に帰一し、民政党も政友会兩派が同一歩調では、「除名による外解決の道はあるまいと観念し出すに至り」、社会大衆党でも「除名論」が強くなつて来た。「除名は今や衆議院の大勢を支配するに至つた」²¹。

既述の様な状況下で、二月二十四日に開催された第九回の懲罰委員会に齋藤隆夫が喚問された。

〔第七五回帝國議會 衆議院 懲罰委員會議録（速記）〕

第九回²²によれば、次の如くなつてゐる。

會議

昭和十五年二月二十四日（土曜日）午後一時八分開議

出席委員左ノ如シ

（中略）

委員會ノ要求ニ依リ出席シタル者左ノ如シ

議員 齋藤 隆夫君

本日ノ會議ニ上ガリタル事件左ノ如シ

議員齋藤隆夫君懲罰事犯ノ件（議長宣告）

（秘密會）

午後三時二十五分散會

「秘密會」だつた為に、具体的且つ正確な内容は容易には知る事は出来ない。だが、『齋藤隆夫日記』昭和十五年二月二十四日の條²³では、饒舌と謂える程に、次の様に記され、齋藤独自の言葉使いも見られるが、時間等も右掲の史料に比しても概ね正確であり、懲罰委員会での遣り取りや様子がある程度よく分かる。

二月二十四日

本日ノ懲罰委員会に出席す。午前十一時私服刑事一名と同乗登院す。玄関より多数の写眞班に打たる。直に議長応接室、次に書記官室に移り中井委員長と会見。議長ノ懲罰理由及中島派よりの七項目

を示さる。初めて純無所属室に入る。食堂に趣き、一時十分前委員室に入る。一時過開會。委員外傍聴議員滿場。

委員長ノ報告に次ぎ、予は立つて質問演説に為すに至りたる経過並に七項目を一々反駁し、更に提出者の説明を求む。上田幸吉氏答へず議場騒然たり。数名委員よりの質問取るに足るべきものなし。三時過散會。委員会は予の全勝なり。直に帰宅す。今後の決定は他人に委す。心鏡平なり。

ここに氏名が挙げられている上田幸吉（一八八六一—一九五二）は中島派所属の衆議院議員であり、この当時の懲罰委員会の委員の一人である。齋藤隆夫は、その著書『回顧七十年』に於ても²⁴、この時の懲罰委員会の様子について、次の様に述懐している。

（前略）午後一時開會、劈頭私は起つて質問演説をなすに至りたる経過とその内容の一般を述べ、さらに進んで政友会中島派より提出したる七カ条の懲罰理由を逐一粉砕し、かつ逆襲的反問を投じたるに、提出者は全く辟易して一言これに答うる事能わず。（中略）委員室に溢れた

る傍聴議員は挙って私に加担して、喧々囂々殺気立つの光景を演ずるに至り、委員会は私の大勝に帰し、三時前に散会した。(後略)

ここに言う「提出者」とは前掲の『齋藤隆夫日記』昭和十五年二月二十四日の件に出て来る上田幸吉であり、同じく「七カ条の懲罰理由」とは「七項目」の事である。同日の懲罰委員会に於いて齋藤自らが言うが如く、彼の一方的な「全勝」或いは「大勝」であるかは扨置き、その結果、民政党や久原派内の「除名反対論者」は「大いに活気づき」、中島派や時局同志会は傍聴議員による議事妨害が有り、「大勢は覆らない」と反発した²⁵。そして、「軍閥加担者」

の性格の中島派や時局同志会としては、民政党内で「除名、非除名で内紛が昂じ」「統制が亂れるやうな状態」は「思ふ壺」であり、そこには「軍の壓力を背景にこの問題をきつかけとして民政黨の分裂を策せんとする謀略も秘められてゐる」と見られていた²⁶。

①の「同交會之記」第一段落第二節での表現を援用するならば、「我が憲法上議會に於ける言論の保護、自由を主張し且つ齋藤君の処論は一般国民の輿論にして敢て反軍的論議として断すべきにあらざる旨を説き極力反対運動」を展開する「除名反対論者」と「軍閥加担者」である「除名論者」との対立に関して、二月二十七日付『朝日新聞』朝刊²⁷は触れ

て、この「対立の事態」に対して「政府、軍部共にまずく嚴重な警戒を加へて」おり、「軍部の態度」は「ますます強硬」で「問題の解決如何に重大關心を寄せてゐる」が、「政府としては衆議院の反省を求める手段に出る外ないとの見解を持して」おり、「政府の監視的態度の切札」としては「議會の停會」を用意していると、報じている。

『回顧七十年』²⁸によれば、かくして状況が「ほとんど行詰打ってこれを打開する方法に苦しんで」、「解決する途」は齋藤を「自発的に議員を辞せしめる一事あるのみ」として、「民政黨の知友」その他から「辞職の勸告」が殺到したが、齋藤は「私の演説は一言一句たりとも世の非難を受けるべきものはない」とし、「辞職すべき何らの理由も発見しない」ので「断乎としてあらゆる人々の勸告を拒絶した」。

『齋藤隆夫日記』の昭和十五年二月末から三月初めの件を精査すると、成程多くの来訪者名が記されているが、『回顧七十年』の右記の部分の陳述の如くには、齋藤の断乎拒絶が一貫してはいなかった事が分かる。具体的には、『齋藤隆夫日記』の同年二月二十九日から三月三日迄の件²⁹には、次の如く陳述されている。

二月二十九日
午前原邦造氏を訪問す。自決の勸告故の如し。予は大体同意す。俵

孫一氏来訪。辞意を述べ条件を協議す。その他来訪者多し。(後略)
三月一日。

午前原邦造氏を訪問し辞職の事を話す。終日在宅。(中略)議會に於る積明演説の原稿を起草す。但馬有志に電報にて上京を促す。辞職断念の意動く。夜勝田永吉氏来訪。辞職断念の内意を通ず。事件更に拡大せん。
三月二日

早朝俵孫一氏来訪。昨夜勝田氏より事情聴取したるなり。予は辞意なきことを告ぐ。同氏は実に困却の色あり。(中略)断じて辞職せざることに決心す。懲罰委員会は六日迄延期す。
三月三日

終日在宅。(中略)民政黨側の運動益々猛烈となる。何れになるも波瀾は免れず。大事件と為れり。朝、原邦造氏を訪問し翻意を通告す。

『齋藤隆夫日記』の三月一日の件に依拠する限りでは、同日に「辞職の事を話す」「議會に於る積明演説の原稿を起草す」から「辞職断念の意動く」「辞職断念の内意を通ず」に決定的転換を遂げた事が明白である。だが、その理由が分かる決定的一次史料は、現在のところ見出せていないのであり、今後の課題であろう。尚、原邦造(一八八三—一九五八)は実業家で、齋藤の支持者である。勝田永吉(一八八八—一九六六)は民政黨所属の衆議院議員である。

三月二日付『讀賣新聞』夕刊³⁰掲載記事によれば、中井一夫懲罰委員長が「正式に懲罰委員會の議事日程變更を考慮するため」一日正午齋藤に会見を申し入れると、齋藤は「電話を以て正式に懲罰判決の延期を申出て」、中井は「申出の趣旨は諒承したから明日(二日)の懲罰委員會に諮つた上御希望に副ふやう協力したい」と答えた。とすると、右記の決定的転換は、一日のそれ以降に起つた事になる。

そして、第十二回懲罰委員會は三月二日午後一時四五分開催されたが³¹、民政黨・久原派は採決延期を主張し、中島派・時局同志会・第一倶楽部はこれに反対して纏らず、同三時に一旦休憩して、種々の折衝の結果、中井委員長が齋藤より委員長長への電話で一日に「申出た件はその内容に明白ならざる點がある」ので、「これを明らかにするため來る六日まで委員會を延期したい」旨を宣告して、「全會一致採決延期」に同意する事に決定し、委員會の討論採決は六日まで延期された。

先に指摘した如き齋藤の態度の決定的転換について、今のところ理由は一次史料に拠って解明出来ないが、かのマックス・ヴェーバー(Max Weber 1864—1920)による「社会的行為」の「主観的動機」の「理解」という卓抜な理論³²を援用するならば、暫定的に次の様に整理しておく事は出来る。

懲罰委員會を延期して衆議院本会

議で釈明演説をした上で齋藤が自発的議員辞職をすると、「私の演説は一言一句たりとも世の非難を受けるべきものはない」とし、「辞職すべき何らの理由も発見しない」という心情に悖る事になる。他方、自発的議員辞職を拒否して議員除名処分を受けると、節を貫いた事になり、この心情に悖る事はないのである。

二月二十九日に民政党内主任総務の俵孫一（一八六九—一九四四）が齋藤を訪問した事及びその際に自発的辞職の「条件」が述べられた事は迅速に報道されていた。三月一日『朝日新聞』朝刊及び夕刊³³掲載記事に依拠すれば、次の通りである。二月二十九日午前八時に俵が「友人」として齋藤を訪問して懇談した際に、齋藤は「自分の発言」が「議會並に黨」に「多大の迷惑を掛けた」事を遺憾とし、「各方面に波瀾を起す事」は全く本意ではないので、「この際大乗的見地から議員としての進退につき考慮する」、就いては「先般の自分の演説」の「趣旨を本會議において釋明諒解を求めたいから然るべくお取り計らひを願ひたい」と述べた。これは、同日午後六時から開催された民政党の「院内外主任総務と黨の懲罰委員」の「聯合會」で俵から報告され、その結果、「黨としては暫く態度決定を留保してその成行を靜觀する」事に意見は一致した。

『齋藤隆夫日記』二月二十九日の件に、俵以外にも「その他來訪者多し」

とあるが、その中には内ヶ崎作三郎（一八七七一—一九四七）民政党幹事長もいた模様で、三月一日『朝日新聞』夕刊³⁴掲載記事に拠れば、二月二十九日午後六時半に内ヶ崎は齋藤を訪問して種々懇談の結果、「議員辞職する以上は」、上京する「選挙区の有力者」の「了解を得た上で」、齋藤は「本會議において釈明を終わってから正式に辞表を提出する意向のやう」であった。

それを踏まえて、内ヶ崎は三月一日午前に久原・中島両派幹事長と会見して、齋藤の辞職正式表明迄、黨議決定の延期と懲罰委員会の延期に諒解を求めた³⁵。この二点に関して各会派では意見が分かれ、それ故の紛糾が予想される状況となった。民政党では、一日午後議院會が開催され、齋藤の正式意思表明迄は黨議決定の延期が承認された。久原派では、一日に齋藤より中井委員長に議員辞任内意表明と懲罰委員会での採決延期の申出ありとの事で、常時顧問會、幹部と懲罰委員の連合會、代議士會の開催の結果、齋藤希望の本會議での釈明は許可、三日の懲罰委員会の討議延期は賛成、その他は幹事長に一任と意見一致し、これを黨の態度と決定した。他方、「軍閥加担者」的性格の中島派では、一日に連合協議會が開催され、「齋藤氏の本會議場における釈明及び懲罰委員の延期」には同意出来ずと意見一致を見た。社会大衆黨は正式の黨議決定は見合せた³⁶。

この様に、齋藤の自発的議員辞職を繞って状況が展開している只中で、齋藤の「辞職断念」の表明が知れ渡るや、「事件更に拡大」し「大事件と為れり」という事になるのだが、その経緯も又非常に錯綜している。『齋藤隆夫日記』三月四日の件には、次の如く陳述されている³⁷。

三月四日

弥々最後の日が到来した。午前九時頃岡崎久次郎氏より自動車同氏宅に趣く。十余名の同志あり。何れも辞意貫徹を勧む。予は中心に決す。次に他の諸氏とも会見す。十一時帰宅。山道、紫安、川崎克、八並の諸氏待てり。予が決意を述べて別る。（中略）二階にて但馬有志六、七名会見。辞職断念の意を決す。午后一時過同盟通信社、俵、木檜、小畑に速達郵便にて辞意なく已定方針遂行の通知を為し、二時發汽車に投ず。（中略）五、十五分熱海に下車、富士屋に投ず。（中略）万事終り。

三月四日の齋藤のこのような動静は、翌五日付各紙で齋藤の「翻意」として大々的に取り上げられ、特に三月五日付『讀賣新聞』朝刊³⁸では「齋藤氏、土壇場で豹変 辞意を翻して離京す」という見出しの記事でその顛末が詳細に報じられ、民政党所屬の衆議院議員岡崎

久次郎（一八七四—一九四二）と齋藤の遣り取りが可成り具体的に活写されている。それによると、三月四日に岡崎等との懇談を終えて自宅に戻った齋藤から、電話で「自分の進退については約束によつて數日來考慮の結果自発的議員辞任はしないことに決意したから諒承を乞ふ」と伝えられた岡崎は、「貴下が豫て考慮するといはれたことは世間は自発的辞任と考えてゐたが貴下が考慮の結果左様の決意されたのでは最早已む得ない」と答えた後に、会合中の一同一に報告すると、皆は「事の意外に驚いた」。そして、この記事によれば、齋藤は自発的辞意を突如翻したのには、単に「考慮する」と言っただけで「辞任する」と言明した事はないと称しているが、内心は「衆議院本會議において自由なる釋明すること」が不可能な情勢になったと看取したからであろうとされているが、この点は既述の如く、尚一層の実証的な検討が必要であろう。

この様な齋藤の動きに対する各会派の反応は、次の様なものであった。民政党では早速三月四日午後六時に齋藤の「辞職翻意に伴ふ善後措置」協議の為、院内外総務と懲罰委員との連合會が開催され、齋藤の翻意や行動は「非常識」で、「公人として許されない」等の意見が出され、五日に議員總會を開催して黨議決定する事が申し合はされた。そして、同党内部では「除名の空気が強まっている模様であった。久原派

は「処分問題に関する態度決定を留保してゐた」が、三月五日か六日午前中に正式に党の態度を決定する予定の様であり、齋藤の辞職翻意の行動は同情を得られず、「結局は民政黨同様除名に落着くものと見られてゐる」³⁹。他方、中島派は、懲罰委員会で討論採決して除名は勿論の事で、それに先立ち中井懲罰委員長と民政黨懲罰委員の重大責任を問うべきであるとし、小山議長も糾弾すべきであるとしている⁴⁰。社会大衆党、時局同志会、第一倶楽部等の「小會派」も、齋藤の議員辞職取止めにより更に「強硬になり」、六日の懲罰委員会では除名処分を主張する模様である⁴¹。

後、工藤鉄男・福田闕次郎等の三十余名は集まり、代議士会の決定は「不法で無効」として採決遣り直しを要求する事に決した。しかも、過般以来齋藤の友人として奔走した民政黨の議員川崎克・工藤鉄男等の「五氏」は小山議長に「請願」を提出し、「七日本会議に懲罰事犯が上程の際缺席することになつた」⁴³のが大いに注目される。

三月六日の第十三回懲罰委員会は午後二時二十八分から開催されたが⁴⁴、久原派の態度未決定で同派と委員側の折衝に手間取り、齋藤隆夫議員の懲罰犯の討論採決に入れ

ず、二度の休憩の後に、午後八時半になって久原派の意向が除名と決して、午後一九時二十分星島司法政務次官がこの部屋に黨議が除名に決定したのを傳へに來た」ので、久原派の委員も交えて漸く再開された懲罰委員会では齋藤隆夫の議員除名が可決されたが、「散會」は実に「午後十時二十分」であつた⁴⁵。

ある。この表題で収録されているのは、齋藤除名決議の際の衆議院書記官長大木操によるメモ三枚と「投票者氏名表」(手書き書き込み有)二枚である。ここで、史料の内容を理解するために、簡単に当時の政友会の実情を瞥見しておく必要がある。昭和十二年二月に、第十九回衆議院議員総選挙で落選した鈴木喜三郎(一八六七―一九四〇)総裁が引退し、政友会は鳩山一郎・前田米蔵(一八八二―一九五九)・島田俊夫(一八七七―一九四七)・中島知久平(一八八四―一九四九)の四名の「総裁代行委員」によつて運営される事になつたが、

○議長(小山松壽君)(中略)日程第一、議員齋藤隆夫君懲罰犯ノ件ヲ議題ト致シマス、懲罰事犯ノ議事ハ秘密會議デアリマスカラ、傍聴人ノ退場ヲ命ジマス

第一 議員齋藤隆夫懲罰犯ノ件 (午後五時三十一分秘密會二入ル) (午後六時十二分秘密會ヲ終ル)

○議長(小山松壽君)是ヨリ會議ハ公開致シマス、傍聴人ヲ入場セシメマス。秘密會議ノ結果ヲ報告致シマス、秘密會議ニ於テ議員齋藤隆夫君懲罰犯ノ件ヲ議決致シマシタ、仍テ其ノ議決ニ基キ宣告致シマス

議員齋藤隆夫君ニ對シ議院法第九十六條第一項第一號ニ依リ除名ス(拍手)

6

①の「同交會之記」第一段落第二節末尾では、「三月七日に至り齋藤君は同志の健闘も報ひられず議員除名の断を下されるに至つたのである。」とされているが、衆議院本会議に於ける齋藤除名決議に関する一次史料に専ら依拠して、この点を

詳しく考究すると、次の如くである。衆議院本会議に於ける齋藤除名決議に関する決定的に重要な一次史料とも言うべき④は、「齋藤隆夫演説削除問題資料 3月7日本会議における賛否投票表」という表題で国立国会図書館憲政資料室所蔵「大木操関係文書」に収録されている文書で

方、鳩山派は他の反中島派と提携し、同年五月二十日に臨時党大会を催して久原房之助(一八六九―一九六五)を総裁に選出した⁴⁹。ここに政友会は決定的に分裂し、中島派は「政友會中島派」(或いは政友會革新派)、久山派は「政友會久原派」(或いは政友會正統派)と称される事に

なった³⁰⁾。

一枚目のメモに記されている事を、簡明に述べれば、大略次の如くである。即ち、齋藤隆夫の議員除籍に対する衆議院での「投票総数」は三〇三、賛成は二九六、反対は七、欠席(棄権)は一四四であり、党派毎の内訳は民政党の賛成は一〇一、棄権は六九、中島派の賛成は八一、棄権は一六、久原派の賛成は三九、反対は五、棄権は二七、「政無」即ち政友会無派閥(中立派)の賛成は六、棄権は四、社会大衆党の賛成は二三、棄権は一(その内、病欠一)、時局同志会の賛成は二十五、棄権は五、第一議員倶楽部の賛成は十九、反対一、棄権は五、無所属の賛成は二、反対は一、棄権は六(議長を入れて七)で、欠員が一九という事である。

二枚目のメモは、「斎藤除名採決【重要】という表題が記され、右半分は「朱席投票せざる者」総数一四四名の各会派毎の内訳が列挙されている。世耕弘一先生所属の久原派の場合は二七名中病欠は零名、不登院は一名、登院不投票は二六名とされている。左半分は各会派毎の「主なる欠席者」の氏名が列記されており、久原派の場合は「安藤正純、植原悦二郎、大野伴睦、河野一郎、砂田重政、鳩山一郎、林讓治、三土忠造、若宮貞夫」とされている。因みに、民政党の「主なる欠席者」としては、「川崎克、勝田永吉、北吟吉、田中万逸、古屋慶隆、松田竹千代、松永

東」が列記されている。三枚目のメモは、「投票者数 三〇三人」の「賛成者」「反対者」「欠席者」の各党や各会派毎の数が纏められており、それを翻刻して示すと、次の如くである。

投票者数 三〇三人	
賛成者	二九六人
反対者	七人
欠席者	一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
賛成者	二九六人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
無所属	二人
第一	一人
時局	五人
社大	三人
政友(中)	六人
政友(久)	三人
政友(革)	八一人
民政党	

三月五日夜の松野鶴平（一八八三―一九六二）・鳩山一郎の会見、同夜の松野鶴平・岡田忠彦（一八七八―一九五八）・鈴木英雄（一八七七―一九六二）・植原悦二郎（一八七七―一九六二）・西村茂生（一八八五―一九六六）・世耕弘一の会見で、「民政黨の態度が既に決定した以上、黨としては總裁の裁断で除名の態度を決定し、若宮、芦田、牧野氏の如く種々の行き掛り等で苦境に立つものは缺席するも止む得ぬが黨は割るまい」⁵¹という戦略が練られていて、これは刮目に値する。既に詳しく考察した通り、齋藤問題では久原派は、基本的には、民政党に対して融和的で理解ある態度をとり、共に党勢を保持するのを志向してきたと想われる。詰り、①の『同交會之記』の表現を借りれば、「我か憲法上議會に於ける言論の保證、自由を主張し且つ齊藤君の処論は一般国民の輿論にして敢て反軍的論議として断すべきにあらざる旨を説き反對運動をなし」たのであった。それは、軍部の圧力を背景に強硬論を振翳して政を分裂せしめ、新たな展開を志向する「軍閥加担者」的性格の中島派等の戦略に対抗するものでもあったと、言えよう。だが、齋藤自身が敢えて「議員除名」の途を選び、従って「議員除名」に「民政黨の態度が既に決定した以上」、久原派も「總裁の裁断で除名の態度を決定」して「黨は割るまい」、即ち党勢を維持して、「軍閥加担者」的性格の中島派

等の戦略に対抗するという事なのであろう。

翌六日午前九時半より「常時顧問會」が開催され、久原總裁より各常時顧問の意見を徴したところ、大口喜六（一八七〇―一九五七）は總裁一任を主張したが、齋藤の除名に絶対反対の三土忠造（一八七一―一九四八）は一任説に反対し、松野は前者の説を支持し、鳩山・吉澤兼吉（一八七四―一九六五）・川村竹治（一八七一―一九五五）は後者の説に賛成し、「常時顧問會」では二対四で意見が一致しないので、午前十一時に「總務會」の意見を徴した。「總務會」の十八名中の十五名は「齋藤氏の演説そのものは除名に値せず」としたが、そこでも意見は一致しなかった。午前十一時開催予定の代議士會は午後六時より開催され、更に論議が続いた⁵²。

懲罰委員会が断続的に開かれている情勢で、久原派の代議士會では漸く午後八時過ぎ「大勢が總裁一任に傾き、總裁一任の動議が提出された」⁵³。採決直前に久原總裁の「齋藤君の懲罰問題に關しては總裁に於て除名すべきものと決定された」旨の裁断が岡田忠彦幹事長より報告された。更に岡田幹事長が「各位の中には適當の措置の止むなき場合もあると思ふ」と述べて「暗に缺席者の出るのは止むを得ぬ」旨付け加えた。「満場一致これを承認」して、「久原派の黨議は除名と決定」し午後九時散會した⁵³。

その結果、世耕弘一先生を含めた久原派の二七名は決議の際に本會議には欠席した、即ち棄権という形で除名反対を表したのであり（その中の十四名⁵⁴は後に同交會に参加）、「我か憲法上議會に於ける言論の保證、自由を主張し」つつ、先生が参画して練り上げた「黨は割るまい」という戦略目的を飽くまで追い求めた結果でもあつたらう。しかしながら、久原派の黨議に反して、芦田均、名川侃市、丸山辯三郎、牧野良三、宮脇長吉は反対票を投じており（牧野良三以外のこの四名は後に同交會に参加）、それは必然的に、この後、久原派内で問題とされて、一波乱起こるが、それに関しては割愛する。

民政党も割合的には久原派に及ばないが、数としては多い六九名もこの時に棄権している。注目すべきは、民政党に属し、後に同交會に参加した川崎克、工藤鐵男、木槍三四郎、坂東幸太郎、福田関次郎、本田彌市郎、百瀬渡は棄権し、北吟吉、牧山耕蔵は病欠であり、岡崎久次郎は民政党を脱退して無所属となり、反対票を投じている点である。それは先に触れた三月五日の同交會の代議士會に於ける強引な黨議決定の仕方由来する事は謂うを俟たない。

又、社會大衆党に属し、後に同交會に参加した岡崎憲、鈴木文治、片山哲も棄権している。第一議員俱樂部に属し、後に同交會に参加した尾崎行雄、田川大吉郎も棄権している。従って、同交會に参加したのは、

衆議院本會議で齊藤隆夫の議員除名に対する決議で賛成した民政党の一松定吉、久原派の星島二郎、松尾孝之、松木弘を除けば、会派を超えてこの時に棄権・反対した議員だったという事にもなる。

こうした事実こそは、世耕弘一先生が①の「同交會之記」に於て齋藤隆夫除名問題から筆を起された所以なのであろう。

注

- 1 楠精一郎『大政翼賛會に抗した40人 自民党源流の代議士たち』（朝日新聞社 平成十八年）は数少ない同交會についての好著ではあるが、一次史料を十分に踏まえた學術研究書のカテゴリーに属するものとは言えないであらう。因みに、同交會という名称を執る衆議院の会派は二回現れており、最初のもものは大正十五年に、そして次のもものは昭和十六年に結成されており、何れも鳩山一郎が関与している。
- 2 『官報 昭和十五年三月八日』。国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 3 昭和二十二年五月五日付『毎日新聞』朝刊。「毎索」で閲覧して利用した。
- 4 『官報 昭和二十二年三月三日』。国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 5 鳩山会館所蔵「鳩山一郎関係文書」P113 鳩山一郎公職追放解除

- 6 訴願関係 2010。鳩山会館所蔵「鳩山一郎関係文書」P12 鳩山一郎公職追放解除訴願関係 2024。
- 7 松本健一『評伝 斎藤隆夫』(東洋経済新報社 平成十四年)、草柳大蔵『齋藤隆夫かく戦えり』(グラフ社 平成十八年)。
- 8 昭和十五年二月三日付『朝日新聞』朝刊。『朝日新聞』は、朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」で閲覧して利用した。『東朝日新聞』については、以後同じである。引用した記事に付された振り仮名、便宜上割愛した。
- 9 国立国会図書館憲政資料室所蔵「大木操関係文書」分類番号555収録「斎藤隆夫演説削除問題資料 斎藤演説削除部分」四一五頁。齋藤の演説ではなくて、他の議員の「野次」及びこれを制止する議長の発言の部分は中略として省いている。
- 10 昭和十五年二月三日付『朝日新聞』朝刊。
- 11 昭和十五年二月三日付『朝日新聞』朝刊。
- 12 昭和十五年二月三日付『朝日新聞』朝刊。
- 13 昭和十五年二月三日付『朝日新聞』朝刊。
- 14 伊藤隆編『斎藤隆夫日記 下』(中央公論社 平成二十一年)三五二頁。本書は、以後『斎藤隆夫日記 下』と略記する。
- 15 衆議院・参議院編集『議会制度百年史 院内会派編 衆議院の部』(平成二年)四三七頁。
- 16 昭和十五年二月四日付『朝日新聞』朝刊。『官報 號外 昭和十五年二月四日』収録「○第七十五回帝國議會衆議院議事速記録第六號」四六頁。この時期の『官報 號外』は、国立国会図書館「帝國議會會議録検索システム」で閲覧して利用した。以後同じである。
- 17 昭和十五年二月四日付『讀賣新聞』朝刊。『讀賣新聞』朝刊は「ヨミダス歴史館」で閲覧して利用した。『讀賣新聞』については、以後同じである。引用した記事に付された振り仮名、便宜上割愛した。
- 18 昭和十五年二月四日付『朝日新聞』夕刊。
- 19 「第七十五回帝國議會 院 委員會會議録目次」。国立国会図書館「帝國議會會議録検索システム」で閲覧して利用した。
- 20 昭和十五年二月十日付『朝日新聞』朝刊。
- 21 昭和十五年二月十五日付『朝日新聞』朝刊。
- 22 「第七十五回帝國議會 院 懲罰委員會會議録(速記)第九回」。国立国会図書館「帝國議會會議録検索システム」で閲覧して利用した。以後同じである。
- 23 『斎藤隆夫日記 下』三五六頁。
- 24 齋藤隆夫『回顧七十年』(中央公論社 平成二十六年)一四一頁。本書は、以後『回顧七十年』と略記する。
- 25 昭和十五年二月二五日付『朝日新聞』朝刊。
- 26 昭和十五年二月二五日付『朝日新聞』朝刊。
- 27 昭和十五年二月二七日付『朝日新聞』朝刊。
- 28 『回顧七十年』一四二頁。
- 29 『斎藤隆夫日記 下』三五七頁。
- 30 昭和十五年三月二日付『讀賣新聞』夕刊。
- 31 「第七十五回帝國議會 院 懲罰委員會會議録(速記)第十二回」。昭和十五年三月三日付『朝日新聞』朝刊
- 32 Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen 1922, S.1 ff.
- 33 昭和十五年三月一日付『朝日新聞』朝刊及び昭和十五年三月一日付『朝日新聞』夕刊。
- 34 昭和十五年三月一日付『朝日新聞』朝刊及び昭和十五年三月一日付『朝日新聞』夕刊。
- 35 昭和十五年三月二日付『朝日新聞』夕刊。
- 36 昭和十五年三月二日付『朝日新聞』夕刊。
- 37 『斎藤隆夫日記 下』三五七―三五八頁。
- 38 昭和十五年三月五日付『讀賣新聞』朝刊。
- 39 昭和十五年三月五日付『朝日新聞』朝刊。
- 40 昭和十五年三月五日付『朝日新聞』朝刊。
- 41 昭和十五年三月五日付『朝日新聞』朝刊。
- 42 昭和十五年三月六日付『朝日新聞』朝刊。
- 43 昭和十五年三月六日付『朝日新聞』朝刊。
- 44 「第七十五回帝國議會 院 懲罰委員會會議録(速記)第十三回」。
- 45 「第七十五回帝國議會 院 懲罰委員會會議録(速記)第十三回」。昭和十五年三月七日『朝日新聞』朝刊。
- 46 『官報 號外 昭和十五年三月八日』。五〇六頁。国立国会図書館「帝國議會會議録検索システム」で閲覧して利用した。
- 47 伊藤隆『大政翼賛会への道 近衛新体制』(講談社 平成二十七年)一〇六頁では、棄権又は欠席という形で反対の意思を表示した者は少なくなく、民政党の一部と政友会久原派の鳩山グループと社会大衆党の一部であるとされている。栗屋憲太郎『昭和の政党』(岩波書店 平成十九年)三六九―三七七頁では、簡単ながら「齋藤隆夫除名問題」が大局的に把握されている。
- 48 栗屋憲太郎『昭和の政党』(岩波書店 平成十九年)三六七―三六八頁。
- 49 栗屋前掲書三六八頁。
- 50 栗屋前掲書三六八頁。
- 51 昭和十五年三月七日付『朝日新聞』朝刊。
- 52 昭和十五年三月七日付『朝日新聞』朝刊。

53 昭和十五年三月七日付『東京朝日新聞』朝刊。

54 安藤正純・石坂豊一・板谷順助・植原悦二郎・大石倫治・大野伴陸・世耕弘一・田中亮一・鳩山一郎・服部岩吉・林讓治・原口初太郎・森幸太郎・若宮貞夫の十四名である。奥健太郎『昭和戦前期の立憲政友会の研究―党内派閥の分析を中心にして』（慶應義塾大学出版会株式会社 平成十六年）一七八頁に掲載されている「斎藤演説問題に対する態度（政友会久原派）」と題する表では「世耕弘一」の欄には「同」の文字が記入されていない、詰り同交會加入になっていない。明らかな誤りである。

追記

本稿では近畿大学関係者のみは「先生」としたが、それ以外の人士については敬称を省いているので、この点は諒とされたい。

原典尊重の観点から引用史料の表現・漢字は、原則として、そのままにしている。

重要な史料を開示・提供頂いた鳩山會館に御礼申し上げます。

貴重な助言を与えて下さった伊藤隆東京大学名誉教授に御礼申し上げます。

建学史料室からのお願ひ

▼史料提供のお願い

世耕弘一先生、政隆先生、弘昭先生ご生前の関係史料（出版物、書簡写真、録音テープ、ビデオ、その他何でも結構です）を、現在もお手元に保管されている方々に、その関係史料のご寄贈又は複製でのご提供を賜りたく、当史料室では広く皆様方にご協力をお願いしています。

詳細につきましては、建学史料室までお問い合わせください。

▼開館日・お問い合わせ

不倒館の開館日・時間は、近畿大学ホームページ「不倒館―創設者世耕弘一記念室―」のページでお知らせしています。

近畿大学ホームページのトップページで「不倒館」と入力し、検索してください。

また、開館日以外の見学ご希望については、建学史料室までお問い合わせください。

▼ご意見ご感想

本誌や不倒館ホームページへのご感想やご意見をお寄せください。

お寄せいただいたお便りについては、今後の本誌などの編集に役立てさせていただきます。また、こちらからお問い合わせをさせていただく場合や、広報誌の中でお名前とともにご紹介させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

A Way of Life - Seko Koichi -
世耕弘一先生建学史料室広報 28号

令和2年(2020年)12月発行
発行者：近畿大学 建学史料室
住所：〒577-8502
東大阪市小若江 3-4-1
TEL：(06) 4307-3091 (ダイヤルイン)
<https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/overview/futokan/>
kengaku@itp.kindai.ac.jp

不倒館入館者数

平成21年度(9月開設)	1,951人	平成29年度	2,369人
平成22年度	2,446人	平成30年度	2,445人
平成23年度	2,579人	令和元(平成31)年度	1,944人
平成24年度	2,971人	令和2年度*1	57人
平成25年度	4,172人		
平成26年度	3,488人	総入館者数	30,098人
平成27年度	3,667人		
平成28年度	2,009人		

*1 令和2年(2020年)9月末現在

